

環日本海交流史研究集会の記録

「日本海域における古代の祭祀 - 木製祭祀具を中心として - 」

はじめに

所長 谷内尾 晋司

石川県は、日本列島日本海沿岸のほぼ中央部に位置することから、古くから海を媒介とした東西交流の場、結節点としての役割を果たして参りました。また、日本海沿海域各県の埋蔵文化財調査機関では毎年新たな発見が相次ており、累積した膨大な調査成果をどのように研究し活用していくかが大きな共通的な課題となっております。このため、当センターでは「環日本海文化交流史研究事業」を企画し、沿海域各地の調査機関の皆様に呼びかけ、平成12年度より、「交流史研究集会」を開催しているところであります。また、平成19年度年度は「古代のまつり」を事業の柱とした各種の講座や体験学習など実施しているところであり、今回の研究集会は「日本海域における古代の祭祀 - 木製祭祀具を中心として - 」をテーマに開催しました。

奈良・平安時代を中心とした古代の祭祀は、律令の規定によって定められているものが多く、都を中心に共通の祭祀体系が存在したと考えられていますが、一方、地方における祭祀については、まだまだ不明な点が多いのが現状であります。こうした中、兵庫県の袴狭遺跡、石川県の小島西遺跡、富山県の北高木遺跡、秋田県俵田遺跡など、近年日本海域において、木製祭祀具を主体とした祭祀遺物を多数出土する遺跡が相次いで調査され、各地域での多様な祭祀の様相が明らかにされつつあります。

こうした状況をふまえ、今回の集会は、日本海側の遺跡で発見されている木製祭祀具を中心に、祭祀遺物の出土状況や祭祀の場、祭祀の在り方などの地域的特色を比較し、その実態や本質を考える場となればと考え、開催いたしました。九州は福岡市教育委員会の菅波正人さん、山陰は島根県埋蔵文化財センターの松尾充晶さん、兵庫県立博物館の中村 弘さん、北陸は石川県埋蔵文化財センターの大西 顯さん、金沢市埋蔵文化財センターの向井裕知さん、富山市埋蔵文化財センターの堀沢祐一さん、胎内市教育委員会の水澤幸一さん、東北は秋田城跡調査事務所の伊藤武士さん、青森市市教育委員会の木村淳一さんにお願いし、各地域の状況についてご報告いただきました。

国府、郡衙をはじめとした官衙遺跡での祭祀、寺院・神社など宗教関連遺跡での祭祀、官道沿いや水上交通の要衝（駅・津など）境界域での祭祀、集落での祭祀など、様々な場での祭祀について、これらに用いられた遺物を中心にして討議されました。地域的特色や共通性など、多岐にわたる問題や課題について、相互理解を深めることができたことは大変有意義でありました。

当センターでは、今後とも、テーマを替え、継続して年1回の「交流史研究集会」を開催してまいりたいと考えております。この事業が日本海を媒介とした地域間交流史研究の進展に一定の役割を果たし、多少とも日本海沿岸地域の特性を把握し、本県が持つ歴史的意義の解明に寄与することが出来ればと思っております。さらに、この「交流史研究集会」が日本海沿岸地での域の各調査機関等の研究交流の場となることを願っております。

日本海域における古代の祭祀 - 木製祭祀具を中心として - (九州地方)

菅波 正人 (福岡市教育委員会)

1.はじめに

九州地方の古代の祭祀については、宗像市沖ノ島祭祀遺跡や太宰府市宝満山祭祀遺跡などが知られるが、官衙周辺での祭祀の様相が分かる例は多くない。本報告では九州地方の古代の木製祭祀具について、大宰府及びその周辺地域での事例を中心に概観していきたい。

2.事例報告

1) 大宰府政庁とその周辺

大宰府政庁が位置する場所は、周囲を大野城、基肄城といった山城で囲み、博多湾に面した平野側には水城を築き、外敵からの侵入を防ぐものであった。さて、大宰府において、木製祭祀具の出土例は政庁南門の前面で若干のまとまりが見られる。政庁前面西側の不丁官衙地区と呼ばれる場所で検出された南北溝 SD2340では、8世紀前半の人形が出土している。また、この溝に平行する南北溝 SD 320では8世紀後半の斎串、刀形、琴柱形、陽物形の木製品が出土している。この場所は水城にある東西2つの門のうち、東門を貫ける官道との合流部分にあたり、これらの木製祭祀具は官道を通じて入る穢れ等を祓う儀式で使用されたものと考えられる。大宰府においては木製祭祀具の出土例は多くないが、その形態や出土する場所には平城京や平安京などに共通性が認められる。

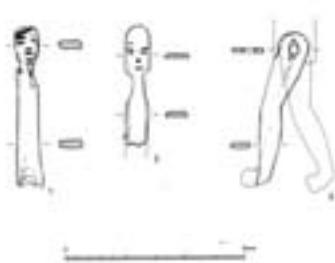
大宰府からは水城の東門から貫けるルート（大宰府路）と西門から貫けるルート（壱岐、対馬路）の二つの官道が伸びている。その内、東門から貫ける官道の最初の駅となる久爾駅の推定地付近にあたる高畠遺跡では8世紀前半から10世紀の遺構から人形、斎串、舟形、鳥形、刀形、陽物形、絵馬の他、人面墨書き土器等が出土している。大宰府周辺では人面墨書き土器はこの地域に集中しており、福岡市井相田遺跡、大野城市仲島遺跡等で出土している。また、大宰府より北西に流れる御笠川の右岸にあたる、雀居遺跡や下月隈C遺跡でも8世紀～9世紀の人形や鳥形、斎串等が多数出土しており、この川の流域に祭祀の場があったと考えられる。これらは水城の外側の位置する官道や河川に隣接する遺跡で、大宰府に入る穢れ等を祓う祭祀の場所であったと推測される。

元岡・桑原遺跡群は福岡市の西端にあたり、玄界灘に突出する糸島半島の東側基部の丘陵地帯にある。ここでは祭祀に関わる木簡と関連遺物が出土した。「解除」銘の木簡に記された「人方、馬方、弓、矢、酒、米」等の品目は大祓の祓具にも共通する一方で、「水船、五色物、赤玉、立志玉、栗木、木」等は都城の祓具にないものも含まれる。

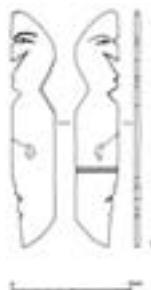
また、20次調査で出土した人形、弓、矢、舟形等は「解除」銘木簡にも見られるものであるが、丸木材を使用した舟形に見られる特徴は地方色が強いものである。木簡との関連を含めて、非常に興味深い。一方、「道塞」銘木簡は道の祭祀に関わるものと考えられ、博多湾に面した地理的状況から外国使節の来着を意識し、疫病等の侵入を防ぐための祭祀に使用された可能性が推測される。

3.おわりに

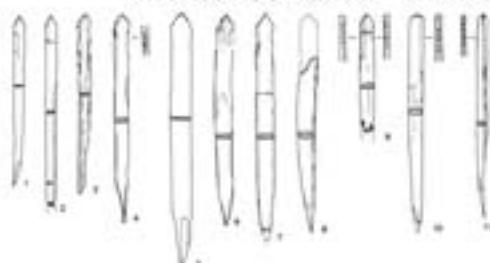
本報告では大宰府とその周辺地域の事例を見てきた。大宰府においては、政庁や水城の内側に入る前の官道沿いや河川といった場所で、人形や斎串、人面墨書き土器を使用した祭祀を行う状況は平城京や平安京に共通するものと言えよう。一方、元岡・桑原遺跡でみられる木簡や木製祭祀具の様相は律令祭祀に共通するものと地方色の強いものが混在する状況にあり、大宰府とは異なる様相を窺うことができる。このことは地方への律令祭祀の展開を考える上で興味深い。



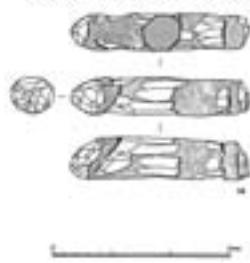
SD2340出土木製品実測図 (史跡85次)



SD2340出土木製品実測図 (史跡87、90次)



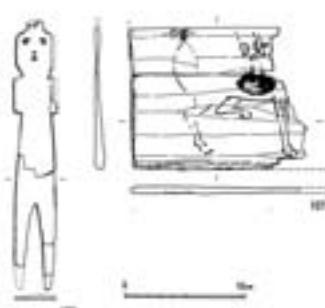
SD2340出土木製品実測図 (史跡14次)



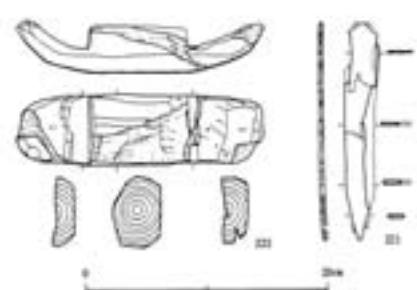
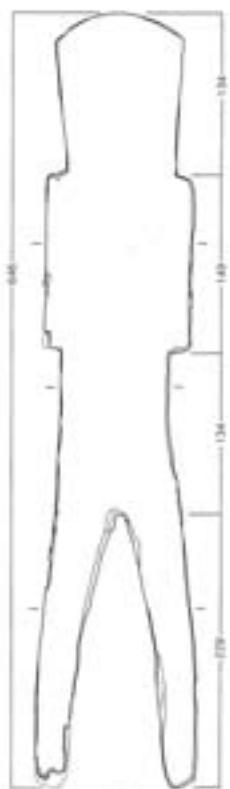
SD2340出土木製品実測図 (史跡76次)



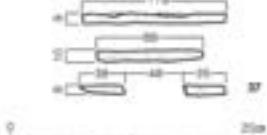
大宰府出土の木製祭祀具



(福岡市高畠17次)

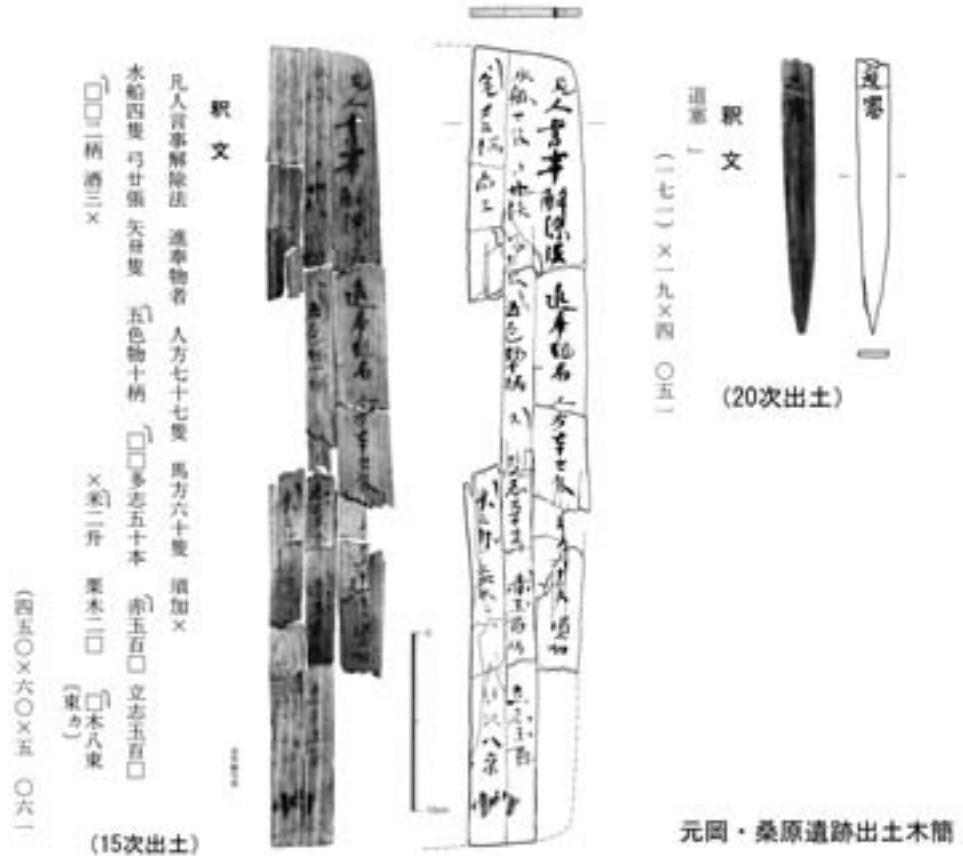


(福岡市井相田1次)



(福岡市雀居12次)

大宰府周辺出土の木製祭祀具



山陰地方における古代祭祀と木製祭祀具

松尾 充晶（島根県教育庁埋蔵文化財調査センター）

1. 山陰地方の概況

薄板状をなす定型的な木製祭祀具（特に形代類）について、山陰地方（鳥取県・島根県）の出土数は多くなく、かつ分布に地域的偏在が認められる。組成が人形・馬形など多種からなり、かつ複数一括廃棄されるという使用形態を示す出土事例は、山陰でも東側の因幡～伯耆東部地域にほぼ限られる。これらの地域においても、国衙の関与を示す資料などは現状で認められず、在地有力氏族層の介在により受容されていることがうかがえるものの、その使用状況は極めて限定的である。一方、伯耆西部以西および隠岐では、形代類が多種多量に使用されたことを示す事例は皆無であり、特に調査遺跡が比較的多い出雲では（遺存環境の制約ではなく）祭祀具の地域的な特質を反映している可能性がある。

2. 定型的な律令祭祀具を受容する地域（因幡～伯耆東部）

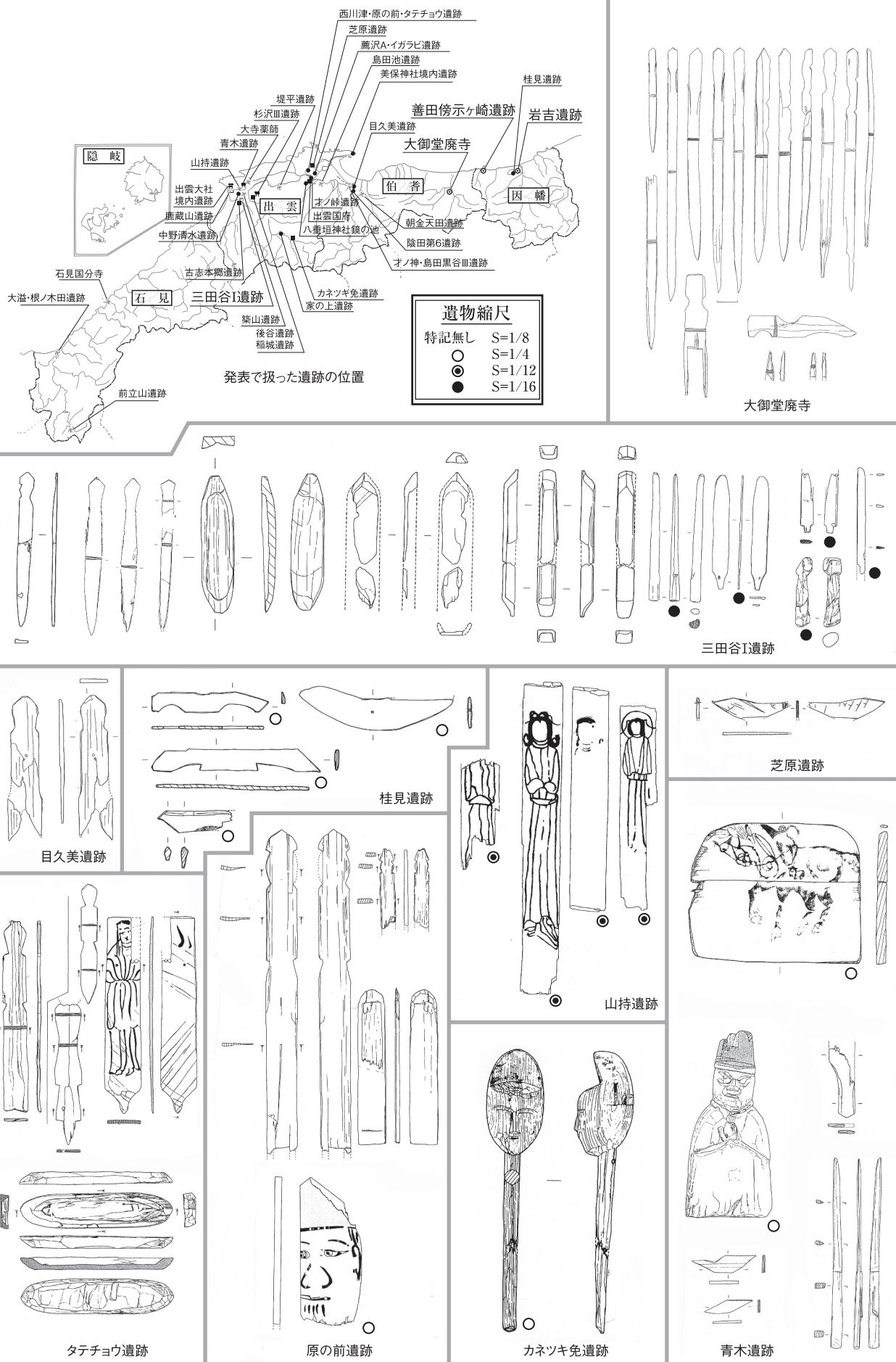
山陰を代表する初期寺院である大御堂廃寺（鳥取県倉吉市）では、8世紀中頃以前とされる一括資料が出土している。これは山陰地方における形代使用祭祀の出現時期に近い事例とみられ、いくつかの視点から注目される。1点は私寺建立の主体者となる有力氏族層周辺においてこうした定型的な祭祀が専有されていること、もう1点は木製形代を用いる祭祀の斎行が仏教施設でおこなわれており、混然とした思想構造の実態がうかがえること、さらにその年代が都城における律令期祭祀遺物の展開期にあたり、国家的祭祀体系の地方への拡散結果と理解しうること、などである。なお、因幡では善田傍示ヶ崎遺跡、岩吉遺跡（いずれも鳥取市）のように、多種多量の木製祭祀具がまとまって出土する遺跡が知られる。9世紀前半を中心とする岩吉遺跡では公的機能の存在を示す木簡や墨書き器などを伴って出土しており、おそらく郡レベルの地方官衙（関連）遺跡を拠点として、木製祭祀具を多量に使用する律令祭祀（祓除か？）が因幡地域に展開する様相を示す事例とみることができる。

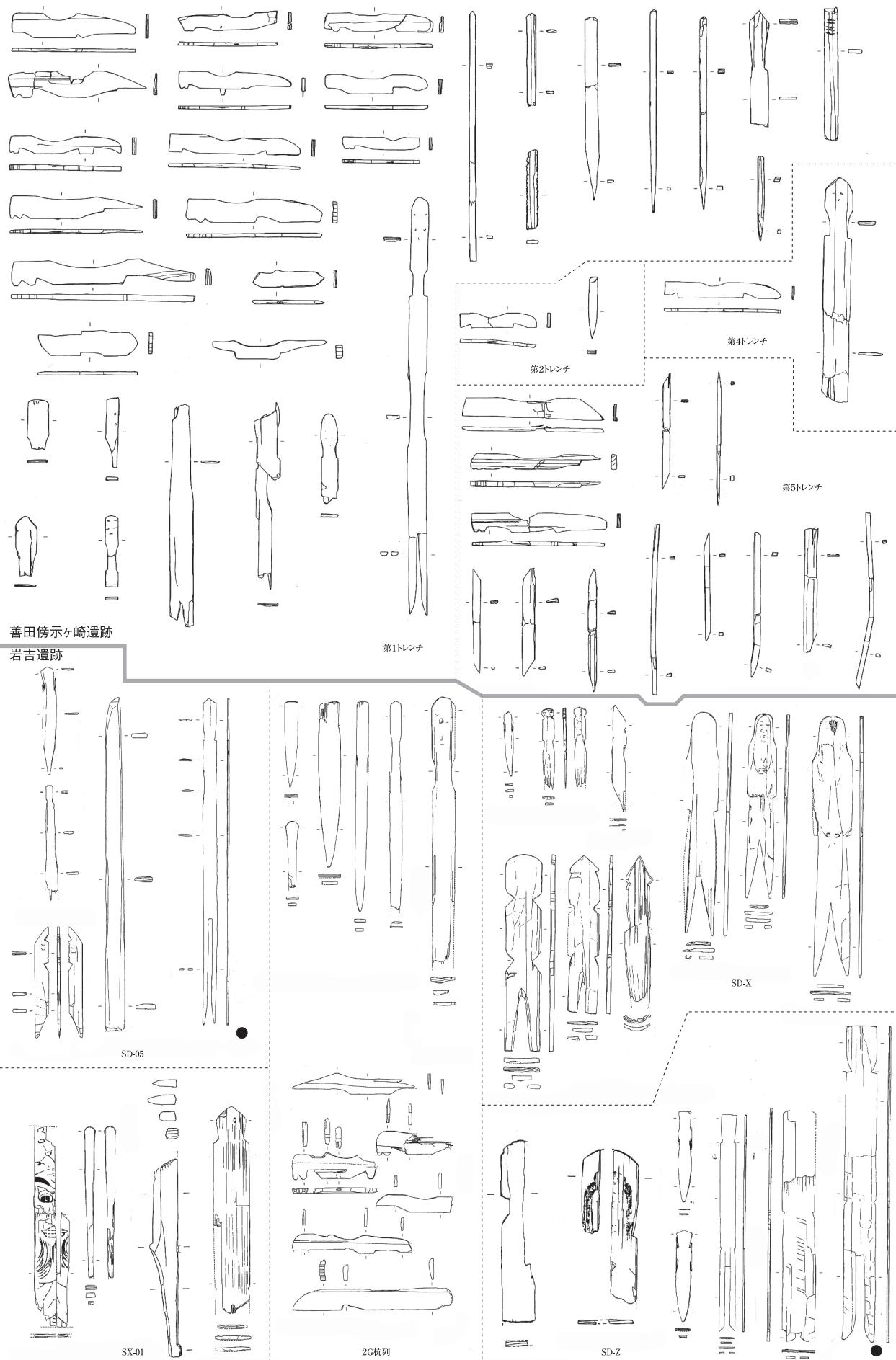
3. 地域性を有し木製祭祀具の希薄な地域（伯耆西部以西、特に出雲）

地方出土の律令期祭祀遺物には、都城での構成と共通点が多い一方で、地域によっては欠如するものや独自のものもみられる。広域な傾向について例をとれば、山陰地方は墨書き人面土器や絵馬がほぼ皆無の地域（の一部）である。さらに小さな地域性として、伯耆西部以西では人形・馬形に代表される木製形代の使用が希薄である。特に出雲では、低湿地を含む平野部の遺跡調査事例が一定数あるにも関わらず（立体的な舟形が相対的に多い傾向はあるものの）多量一括使用の事例が無い。出雲は官社制の進展、神社の建築化が早い時期に進んだ地域とみられており、令制国成立以後においても地域の神祇祭祀に出雲国造が強い影響を与えた。こうした在地での祭祀体系の強弱が、国衙等を介した律令的祭祀の浸透度合いに影響し、ひいては祭祀具・祓具の構成にも反映する場合があると考えられる。

4. 木製祭祀具の用途に関して

木製祭祀具の用途は必ずしもハラエに限定されない。その実例として、出雲国府で確認された8世紀中葉の祭祀土坑（大倉原地区5号土坑）が重要である。ここでは刀形・斎串がシカ頭骨や果実といった供物とともに土坑内に献ぜられていた。この祭祀の内容は儒教祭儀のひとつである「积奠」である可能性が指摘されていて、その当否は置くとしても用途はハラエでない可能性が高い。木製祭祀具は廃棄原位置をとどめて出土することの少ない遺物であるが、ひとつの出土状況が端的に使用形態、ひいては用途と儀礼行為の内容を示す場合がある。それが小島西遺跡が重要たる所以でもある。





袴狭遺跡群と兵庫県北部の木製祭祀具

中村 弘（兵庫県立考古博物館）

1. 遺跡概観

但馬地方において、律令期の木製祭祀具が出土した遺跡は17遺跡にのぼる。ほとんどが数点から数十点未満の出土数であるが、中には10,000点以上が出土した遺跡もある。遺跡の種類には国府・郡衙推定地およびその関連施設、寺があるが、性格が不明な遺跡からも点数が少ないと出土している。国府推定地である深田・カナゲ田遺跡や郡衙推定地では、中心部の状況が明らかではなく、周辺の湿地帯や、谷間をさかのぼった上流からの出土例が多い。寺では、国分寺の寺域を画する溝や、古代寺院からも出土している。

2. 袴狭遺跡群と木製祭祀具

但馬地方で最も多くの木製祭祀具が出土しているのが袴狭遺跡群で、形状のわかるものだけでも10,000点を超える木製祭祀具が出土している。他の出土品には木簡、墨書き土器のほか、銅印、帯金具、石帯、銅鈴、銅鏡などがあり、出石郡衙および移転前の但馬国府であるという説もある。

砂入遺跡では、7世紀後半から8世紀前半の流路から大量の木製祭祀具が出土しており、袴狭遺跡群でもっとも古い。その後、8世紀後半から10世紀前半には杭や枝で敷き詰められた道路状の遺構が湿地に作られており、木製祭祀具がその上部の土坑や周辺からも大量に出土している。道路状遺構の長さは少なくとも70m以上に及び、どこまで延びるかは確認できていない。

袴狭遺跡では、8世紀中頃から9世紀初頭に掘立柱建物が検出されているが、調査区の制限もあり、整然とした建物群として復元されるには至っていない。主に木簡の検討から移転する以前の但馬国府（第一次国府）に関連する施設との説がある。9世紀前半から10世紀には礎石建物群が検出されており、出石郡衙関連施設と考えられている。荒木遺跡では7世紀末から8世紀前半の掘立柱建物が検出されており、袴狭遺跡以前の出石郡衙関連施設と考えられているが、木製祭祀具は出土していない。

次に、木製祭祀具であるが、もっとも豊富に出土している袴狭遺跡群では、以下のような木製祭祀具の型式変化が看守される。組成の簡素化（舟、刀、剣、鋤や不明の形代が減少し、消滅する）

人形の増加（斎串、馬形に比べて人形の割合が増える） 規格化（人形、馬形、斎串の形が規格化する） 写実化（人形、馬形が写実的になる） 長大化（1.5～3倍のものが出てきて、多様化する）

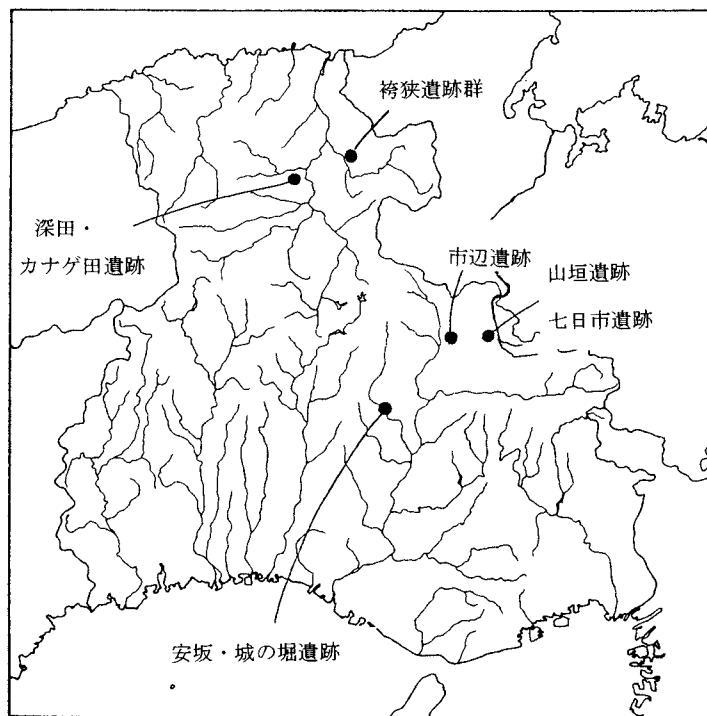
また出土場所では、上記の道路状遺構の他、ほとんどが水田土壌および溝からの出土で、中には柱穴に同一製作による人形がまとめて置かれているものや、土坑、井戸内から出土したものもある。

3. 兵庫県北部での木製祭祀具

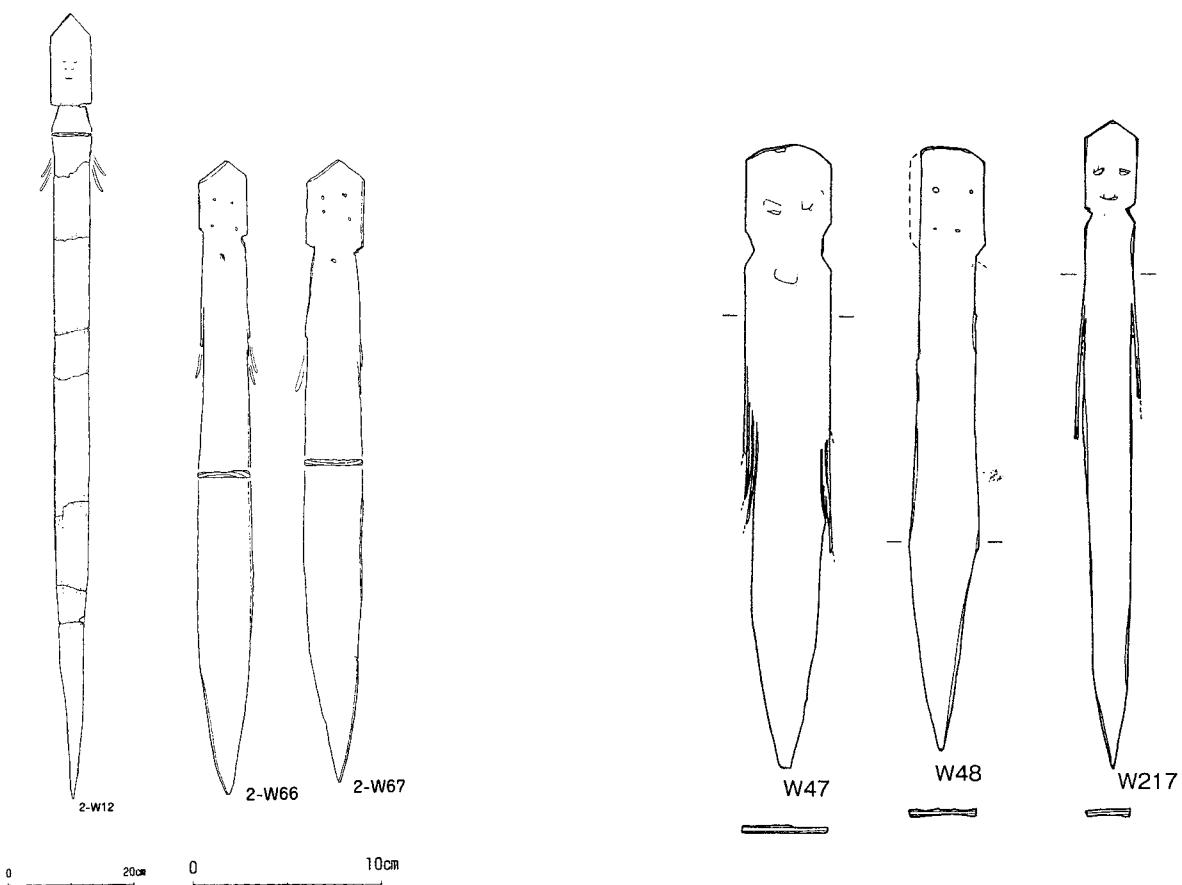
兵庫県北部の丹波に位置する市辺遺跡（氷上郡衙関連）では、二本足の人形に混じって一本足の人形が出土している。この型式は播磨北部の安坂・城の堀遺跡（多可郡衙関連）でまとめて出土しており、加古川上流域の特徴といえるのかもしれない。一方、同じ氷上郡内にあるものの、低い分水嶺をはさみ、日本海へ流れる由良川流域に位置する山垣遺跡・七日市遺跡（氷上郡衙の支所関連）では2本足の人形のみが確認されているので、8世紀から9世紀段階では、同じ郡の役所であっても木製祭祀具自体は地域性を反映するような形で製作、運搬されていた可能性が考えられる。

<参考文献> 渡辺昇「兵庫県の律令祭祀遺跡について」『兵庫県の歴史』28、1992年

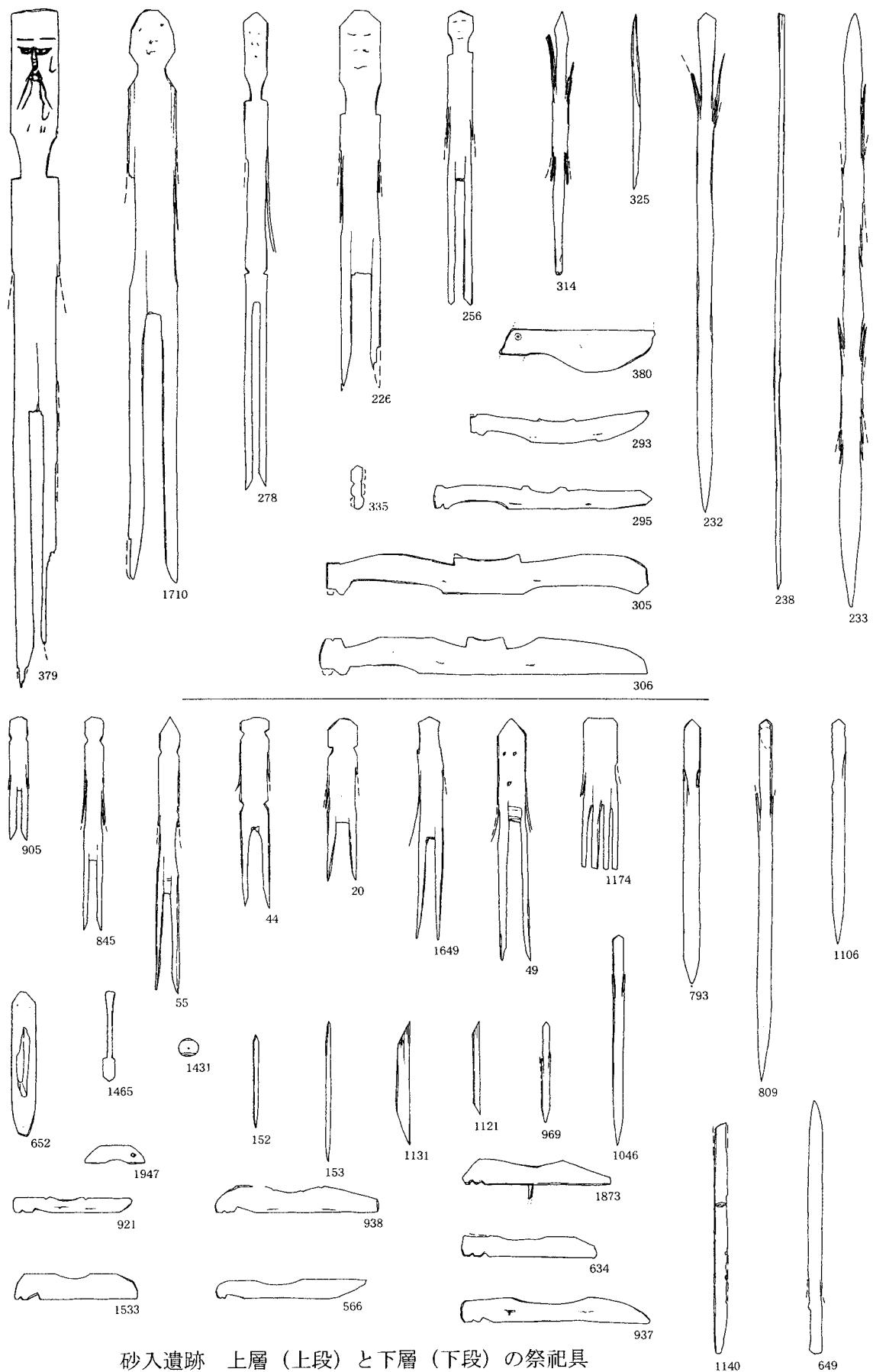
図は各報告書より転載



関係遺跡位置図



一本足の人形 (左: 安坂・城の堀遺跡/北播磨、右: 市辺遺跡/丹波)



砂入遺跡 上層 (上段) と下層 (下段) の祭祀具

加賀における古代祭祀 - 木製祭祀具を中心として -

向井 裕知（金沢市埋蔵文化財センター）

加賀においては北加賀で木製祭祀具の出土が際だっており、中でも人形や馬形などが多く出土している金沢市内の4遺跡について取り上げ、その出土状況等についてみていきたい。

まず8世紀中頃～9世紀代を主体とする上荒屋遺跡は、東大寺領横江荘との関係が指摘されている古代荘園遺跡で、推定荘家建物跡に隣接する河川跡から大量の墨書き土器を含む土器・陶磁器や木簡などと共に斎串や人形、馬形などの木製祭祀具が出土している。荘家建物は9世紀初頭から前葉にかけて河川に沿って西から東に移転するが、それに伴い川への遺物廃棄位置も動く傾向にあり、出土地点から大凡の年代推定が可能である。その出土状況から荘家の隣接河岸にその時期の祓所を想定することが可能であり、同時に人形の撫で肩タイプから怒り肩タイプへの変遷が指摘できる。

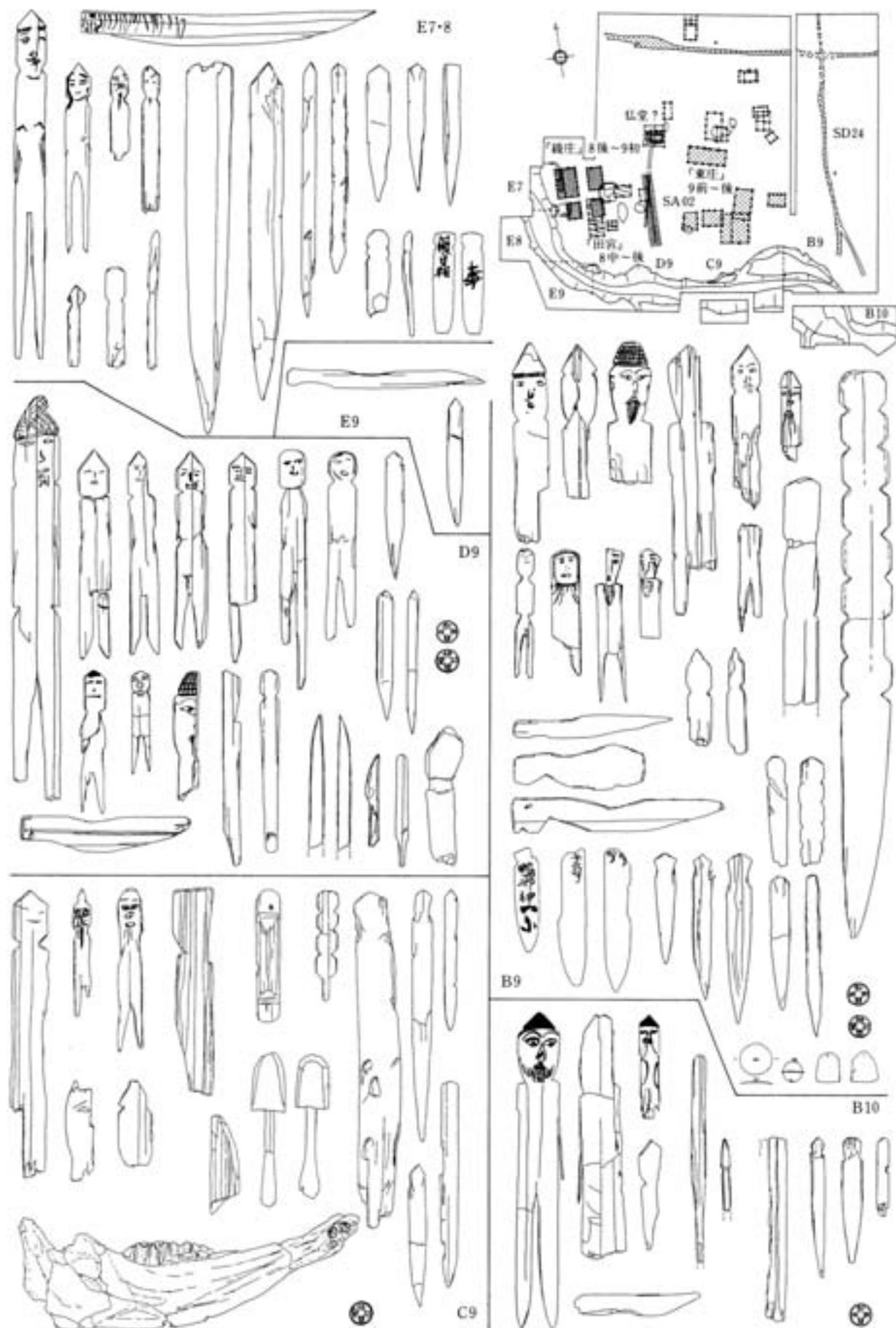
上荒屋遺跡の近隣に所在する福増カワラケダ遺跡は、9世紀を主体とし、白山市横江荘遺跡・庄家推定地（以下庄家推定地）に隣接する。河川跡から木製祭祀具が大量に出土しているが、主に庄家推定地の所在する東岸から出土しているので、その祓所に該当する可能性が指摘できる。出土状況から2対もしくは3対の人形の組み合わせが想定できるが、それらと船形？・馬形といった交通や運搬に関係した形代との組み合わせも想定可能である。また、長さ722mmという特大型人形の存在も特筆できる。なお、人面？墨書き土器が出土しているが、木製祭祀具とは出土位置が異なっているため、使用の場（祭祀）の違いが想定でき、それぞれを用いる祭祀行為は直接的には連携しない可能性が高い。

官衙関連遺跡とされる9世紀主体の戸水大西遺跡では、河川跡から木製祭祀具が出土しているが、その出土状況から2ヶ所の祓所が想定されている。また、人形と斎串では集中地点が異なる場所にあり、やはりそれぞれの使用の場（祭祀）の違いを示しているものと考えられる。なお、人形は撫で肩が少なく、怒り肩となるタイプが多いために、同タイプが9世紀代の特徴を示すものと考えられる。

同じく官衙関連遺跡とされ、9世紀主体の磯部カンダ遺跡では、胴体部に「阿閉東吉」・「丈マ阿古女」・「道」といった人名墨書きをもち、かつ頭部には木釘を打ち込んだ人形が出土している。

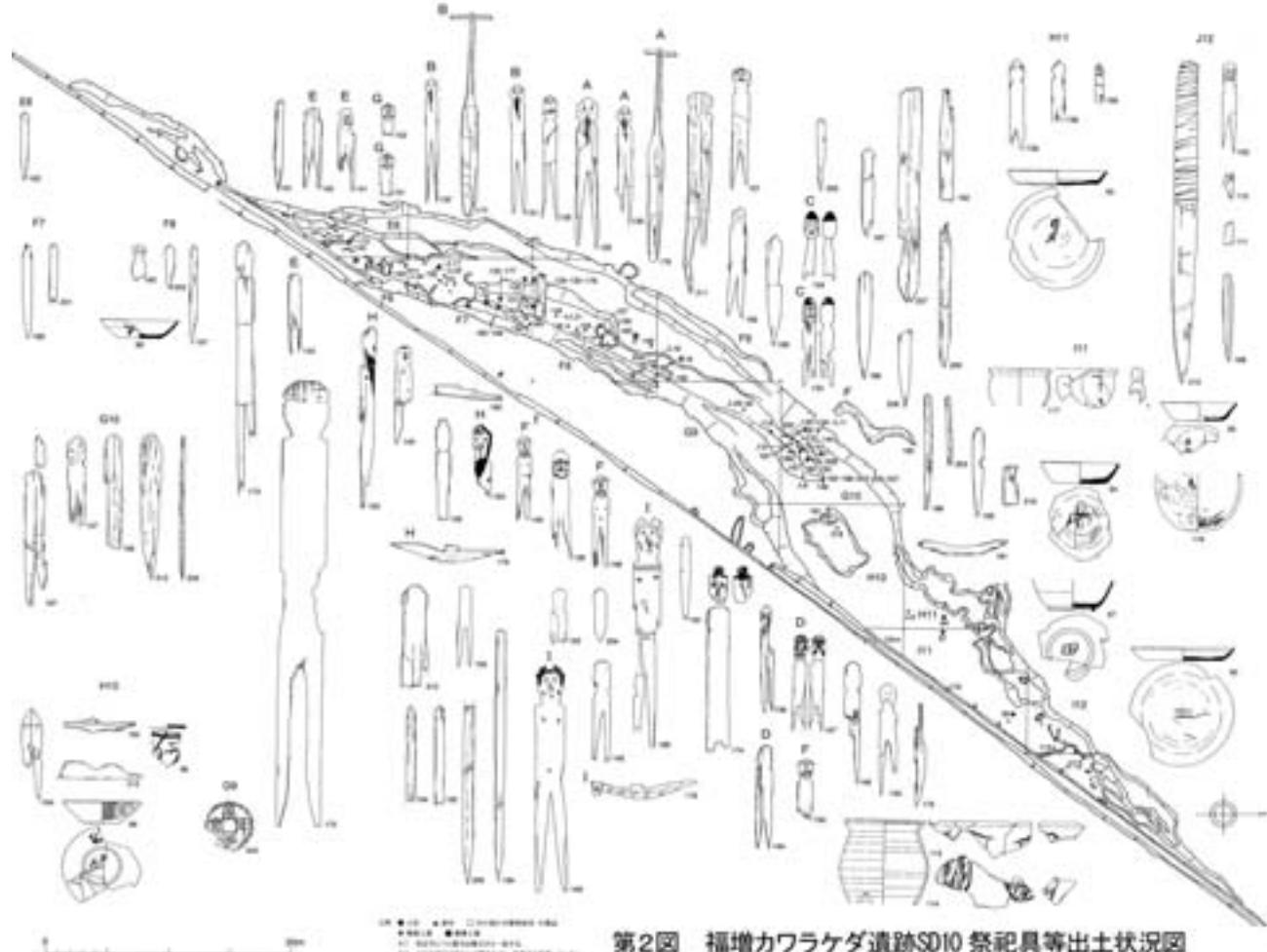
以上が木製祭祀具、特に多く出土している遺跡の概略である。これらの遺跡は荘園遺跡や官衙関連遺跡であるが、それぞれ採用する木製祭祀具にはその量や種類に差異が認められる。そして、そのような格上の遺跡においても、木製祭祀具を用いた律令祭祀の痕跡が希薄な場合が多く、むしろ大量の祭祀具を用いる遺跡は限定されている。調査範囲が「祓所」に及んでいないということも当然考えられるが、畠田西・東遺跡群といった官衙関連遺跡の大規模調査についても人形の出土は少ない。また、用いられる祭祀具についても遺跡間で組成が異なることから、律令祭祀の受容は画一的ではなく、取捨選択が行われていたものと考えられる。

遺跡名	遺構	年 代	斎串	人 形	馬 形	鳥 形	舟 形	刀 形	剣 形	鎌 形	鋤 形	陽 物	斎串？	形代？	備 考
磯部カンダ遺跡	SD 16	9・10c	52	20	1	1	2								
戸水大西遺跡	SD 30	9c	87	31	2		4	1		1					
上荒屋遺跡	SD 40	8c後半～10c	105	41	4		1	4	1	1	2	1	62	7	
中屋サワ遺跡	SD 30	8c後半～10c	6		2		1	1							2
	SD 66	8c後半～10c		5										1	
	SD 75	8c後半～10c	1	6											
福増カワラケダ遺跡	SD 10	8c末～9c	31	46	5				1						4
	SD 60	8c末～9c	1												報告書未掲載
横江荘遺跡	テニスコート地区	8c末～9c前半	1	3				1					1	1	福増カ・SD 10と同じ川



第1図 上荒屋遺跡 祭祀・信仰関連遺物出土状況図 (遺構:S=1/2,000、遺物:S=1/6)

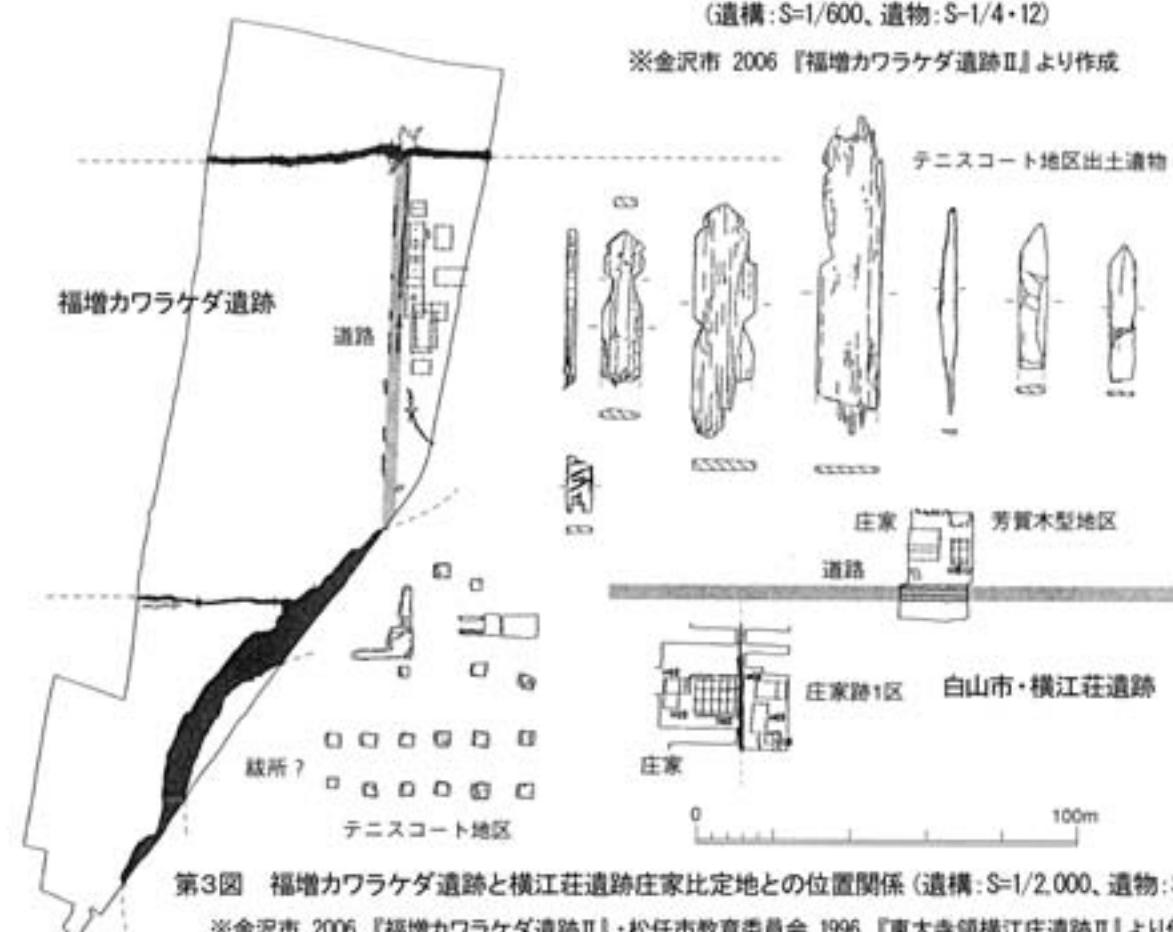
※金沢市 2000 『上荒屋遺跡IV』より転載



第2図 福増カラケダ遺跡SD10 祭祀具等出土状況図

(遺構: S=1/600, 遺物: S=1/4・12)

※金沢市 2006 『福増カラケダ遺跡Ⅱ』より作成



第3図 福増カラケダ遺跡と横江莊遺跡庄家比定地との位置関係 (遺構: S=1/2,000, 遺物: S=1/6)

※金沢市 2006 『福増カラケダ遺跡Ⅱ』・松任市教育委員会 1996 『東大寺領横江莊遺跡Ⅱ』より作成

越中国における古代の祭祀

堀沢 祐一（富山市教育委員会埋蔵文化財センター）

1. 越中国の律令祭祀具出土遺跡と祭祀具の内容（図1・表1）

越中国では18遺跡から、人面墨書き土器や木製祭祀具が出土している。古代越中国には4郡が置かれ、各郡での様相は図1・表1のとおりである。

2. 越中国の律令祭祀具出土遺跡と官衙遺跡の関係（図1）（堀沢2003）

（1）祭祀具のセット関係 人面墨書き土器と斎串や人形などの木製祭祀具が共伴する祭祀パターンA型と木製祭祀具のみが出土する祭祀パターンB型に分けられる。さらに、B型は斎串のみ出土のB(a)型と斎串に他の木製祭祀具伴うB(b)型に分けることができる。

（2）祭祀パターンA型と官衙遺跡の関係 祭祀パターンA型は、豊田大塚・中吉原遺跡（旧称：豊田大塚遺跡。平成15年7月名称変更した）南太閤山Ⅰ遺跡、北高木遺跡（北高木遺跡と荒畠遺跡は、隣接するため1遺跡とする。）埴生南遺跡の4遺跡がある。現在のところ各郡で1ヶ所ずつ所在している。これら付近には、国府や郡家と比定される遺跡があり、以下のようになる。

越中国府 越中国府と北高木遺跡（越中国府の祭祀場）

新川郡 米田大覚遺跡（新川郡家）と豊田大塚・中吉原遺跡（新川郡家の祭祀場）

婦負郡 婦負郡家は富山市西二俣に比定される。候補の遺跡は黒河尺目遺跡になる（藤田2002）。
南太閤山Ⅰ遺跡（婦負郡家の祭祀場）

射水郡 射水郡家は越中国府付近に比定される。北高木遺跡は射水郡家の祭祀場でもあるのか。

礪波郡 道林寺遺跡（礪波郡家）と埴生南遺跡（礪波郡家の祭祀場）

国府や郡家に関連する祭祀場では、人面墨書き土器と木製祭祀具のセットで使用すると考えられる。

（3）祭祀パターンB型と官衙遺跡の関係 祭祀パターンB型は、13遺跡である。郡家・郷・駅家・津（河川交通）などに比定される遺跡が多い。米田大覚遺跡は新川郡家、水橋荒町・辻ヶ堂遺跡は水橋駅家、じょうべのま遺跡は佐味駅家関連、麻生谷遺跡は川人駅家、辻遺跡は郷関連、東木津遺跡は布師郷関連、桜町遺跡は長岡郷関連、中保B遺跡は津（河川交通）とされる。郡家・郷・駅家・津（河川交通）などでは、木製祭祀具のみを使用すると考えられる。

その他の遺跡も出土遺物をみると官衙に関連した遺跡と考えられる。遺跡の内容については、今後の課題としたい。

斎串のみ出土のB(a)型は、井戸や掘立柱建物の柱穴などにみられ、井戸や建物に伴う祭祀が想定される。

3. 越中国の祭祀具の問題点

（1）下部が尖るタイプ（一本足）の人形について 下部が尖る人形・一本足の人形は、越中国以外では、兵庫県中町安坂・城の堀遺跡（播磨国）同県丹波市市辺遺跡（丹波国）大阪府寝屋川市讚良郡条理遺跡（河内国）静岡県静岡市神谷原・元宮川遺跡（駿河国）で出土している。

現在のところ他国では1遺跡のみの出土であるが、越中国では、豊田大塚・中吉原遺跡など3遺跡で出土がみられ、「一本足タイプ」の人形は越中国の特徴とされるのではないだろうか。9世紀後半～10世紀初頭が主体と考えられる。このタイプの人形の時期や使用方法などについては、今後の課題である。

(2) 顔がない人面墨書き土器について 人面墨書き土器が出土している南太閤山Ⅰ遺跡と北高木遺跡では、人面墨書き土器とともに、おそらく顔が描かれない人面墨書き土器が共伴している。

南太閤山Ⅰ遺跡では、都城で人面墨書き土器に使用される祭祀用土器（壺B）を模倣したと考えられる土器が1点出土している（図3-3）。ただし、土器の外面はヘラケズリしており、調整方法は都城とは違い、在地の方法で行われる。岸本雅敏氏は「人面用土器模倣形態」の在地土器で、人面墨書き土器とともに祓えの祭祀に使用したものとみてよいとしている（岸本1985）。

北高木遺跡では、人面墨書き土器に使用される土器とほぼ同じ器形で、顔がない土器がある（図3-4）。また、花ノ木C遺跡では、人面墨書き土器は出土していないが、人形と斎串とともにほぼ完形品の土師器の長胴甕と小型甕、須恵器の杯が出土している。これらについては同時に溝に投げ込まれたと考えられる（富山市教育委員会2004）。

このように、「顔のある人面墨書き土器」と「顔のない人面墨書き土器」が同時に祭祀に使われたと考えられ、都城で行われたとされる「顔のない人面墨書き土器」による祭祀行為は、越中国でも行われた可能性が高いと考えられる。

他の遺跡で、木製祭祀具のみで人面墨書き土器が伴わない遺跡でも、完形品の土師器甕類などは「顔のない人面墨書き土器」と考えられるのではなかろうか。

(3) 赤田Ⅰ遺跡の祭祀について 本遺跡では、溝から多種の木製祭祀具とともに、土師器の椀と皿、黒色土器、綠釉陶器などが出土している。完形品に近い土師器の椀は約300点ある。椀は口径と器高の関係より、2つのグループに分けられる。Ⅰ類が口径12~14cm、器高4~6cm、Ⅱ類が口径15~18cm、器高5~6cmで、Ⅰ類が圧倒的に多い。溝から出土した土師器の約86%は椀が占める。さらに、土師器には高台のある皿と高台のない皿がある。土師器の甕類は1~2点で、須恵器はほぼ完形品の長頸壺（2点）、頸のない双耳瓶（1点）などがある。

また、綠釉陶器は12点あり、報告書では、口縁部を意図的に打ち欠いて、この部分に燈芯を置いて、祭祀儀礼における灯火具として用いられ、祭祀が執り行われた後、木製品や他の土器と共に溝に廃棄したとしている（小杉町教育委員会2003）。

大量の土師器の椀や皿などは木製祭祀具と共に祭祀に使用された後、投げ込まれたのか、投げ込むこと自体が祭祀行為なのか、祭祀の内容や祭祀の主体者などについては、今後の課題としたい。

注 脱稿後、高岡市石名瀬A遺跡から人面墨書き土器、斎串、人形などが出土していることを知った。それについては、本報告の図1・表1には記載していない。

平成19（2007）年10月28日、高岡市下佐野遺跡の現地説明会で人面墨書き土器の破片が展示されていた。現在のところ遺跡の詳細が不明なので、この分類には含めていない。注 で書いたように石名瀬A遺跡についても同様である。石名瀬A遺跡の人面墨書き土器は、平成20（2008）年3月8~16日に開催された第8回高岡市埋蔵文化財展「万葉の時代」に展示されていた。

また、高岡市下佐野遺跡・石名瀬A遺跡を含めた越中国の祭祀パターンについては、若干の再考を行った。この点については、2008年4月発行の『信濃』第60号第4号に「古代越中国の律令祭祀について」として報告した。

ただし、下佐野遺跡と石名瀬A遺跡は現在整理中であり、あくまでも筆者が遺物を実見させていただいた感想を報告している。

下佐野遺跡と石名瀬A遺跡は隣接しており、注 と で書いたように人面墨書き土器や人形などが出土している。両遺跡の年代や他の出土遺物などについて検証する必要はあるが、これらを一的な遺跡とすると、射水郡家に関連する祭祀場として考えられるのではないだろうか。

発表時に、中村弘氏の資料により市辺遺跡で一本足の人形が出土していることを知った。また、他の2遺跡については、発表後に確認した。

＜主な参考文献＞

- 大島町教育委員会 1995『富山県大島町北高木遺跡発掘調査報告書』
岸本雅敏 1985「Ⅳまとめ 3人面墨書き土器について」『七美・太閤山・高岡線内遺跡群発掘調査報告概要(3)南太閤山Ⅰ遺跡』
高岡市教育委員会 2001『石塚遺跡・東木津遺跡調査報告』
富山県小杉町教育委員会 2003『赤田Ⅰ遺跡発掘調査報告』
富山県教育委員会 1985『七美・太閤山・高岡線内遺跡群発掘調査報告概要(3)南太閤山Ⅰ遺跡』
富山市教育委員会 1998『富山市豊田大塚遺跡発掘調査概要』
富山市教育委員会埋蔵文化財センター 2004『富山市の遺跡物語 所報No.5』
藤田富士夫 2002「古代婦負郡の「郷」擬定と柄谷南遺跡の位置」『柄谷南遺跡発掘調査報告書』富山市教育委員会
堀沢祐一 2003「越中国の律令祭祀具と官衙遺跡」『統文化財学論集』

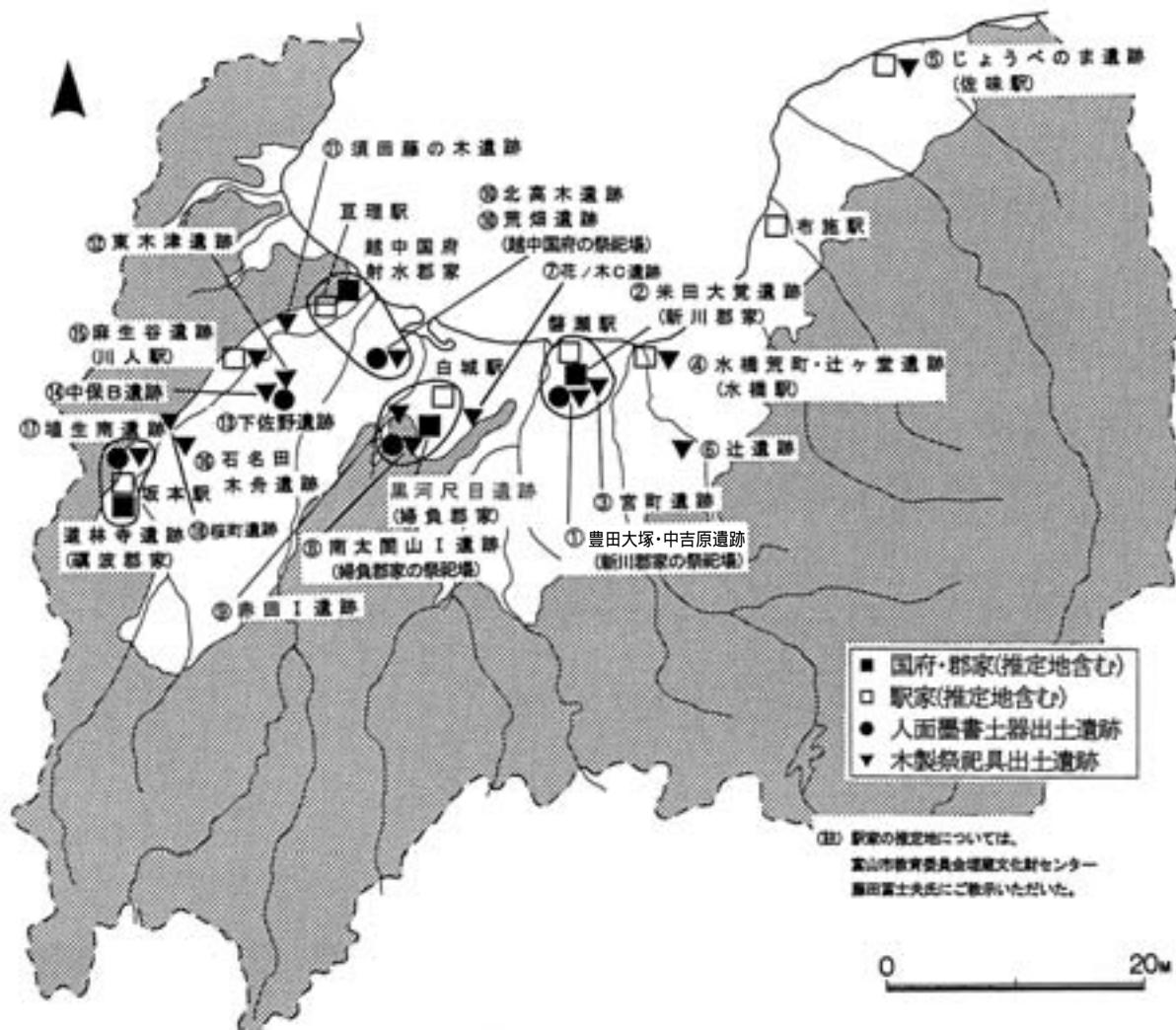


図1 越中国の律令祭祀具出土遺跡と官衙遺跡 筆者作成

No.	遺跡名	所在	時期	遺跡の種類	人面	鏡面	人面	金面	馬面	鳥面	刀面	輪形	その他	祭祀具出土遺跡	祭祀具以外の遺物など
1	豊田大塚	新川郡 富山市	8C後半	祭祀	3	1	4							鏡	墨書き土器
2	米田大寛	新川郡 富山市	8C末～9C初め	新川郡家開道	29						1			戸戸	祭祀陶器・瓦ぬれ陶器・墨書き土器・石器
3	宝町	新川郡 富山市	9C～10C	祭祀	3									戸戸	墨書き土器・石器
4	水橋荒町・辻ヶ堂	新川郡 富山市	8C初め～9C前半	水橋駅家開道	2									戸戸	墨書き土器・私用罐・石器・千足
5	じょうべのま	新川郡 立山町	8C末～9C初め	立山駅家開道	1	1	1							小ピット?	祭祀陶器・瓦ぬれ陶器・墨書き土器・馬字鏡
6	辻	新川郡 立山町	8C前半	都開道	2									自然流路	墨書き土器・「馬字」木簡 (立山の人形・瓦器・遺物あり)
7	左ノ木	越後郡 富山市	8C後半	祭祀・祭祀	1	2								鏡	
8	南太閤山I	越後郡 村木町	8C後半	祭祀・祭祀	2	55								田	祭祀木製品(4点)
9	赤田I	越後郡 村木町	9C後半～10C初め	祭祀・祭祀	23	5	4	3	17	4				鏡	祭祀陶器・墨書き土器・鏡鏡・刀身鏡・瓦器
10	北高木	越後郡 村木町	8C後半～9C初頭	祭祀・狂窓	5	288	29	26	4	1		3		草形	墨書き土器・私用罐・瓦・草木・骨器
11	東高木	越後郡 村木町	8C後半～9C	官衙開道	4									鏡	墨書き土器・瓦・瓦罐
12	東木津	越後郡 村木町	8C後半～9C前半	村木津開道	63	20	1	3	1	4			草形	祭祀陶器・墨書き土器・私用罐	
13	下佐野	越後郡 村木町			あら									鏡	墨書き土器
14	中保日	越後郡 村木町	T C中頃～11C後半	官衙開道	14	1	1	17					武昌形	戸戸	
15	麻生谷	福光郡 富山市	8C後半～9C	川人駅家開道	8									鏡	祭祀陶器・瓦ぬれ陶器・墨書き土器・木簡
16	石名木	福光郡 小矢部町	7C後半～9C	祭祀	1								柱穴	祭祀陶器・瓦ぬれ陶器・墨書き土器・木簡	
17	福生原	福光郡 小矢部町	7C末～8C前半	祭祀・祭祀	1	あら								鏡	土器・土鏡
18	坂町	福光郡 小矢部町	7C～9C	長岡駅家開道	1									鏡	墨書き土器・瓦・瓦罐・帶金具・土器・木簡

表1 越中国の律令祭祀具出土遺跡・内容一覧 各遺跡の発掘調査報告書などを参考にして、筆者作成
「人面」は人面墨書き土器を示す。

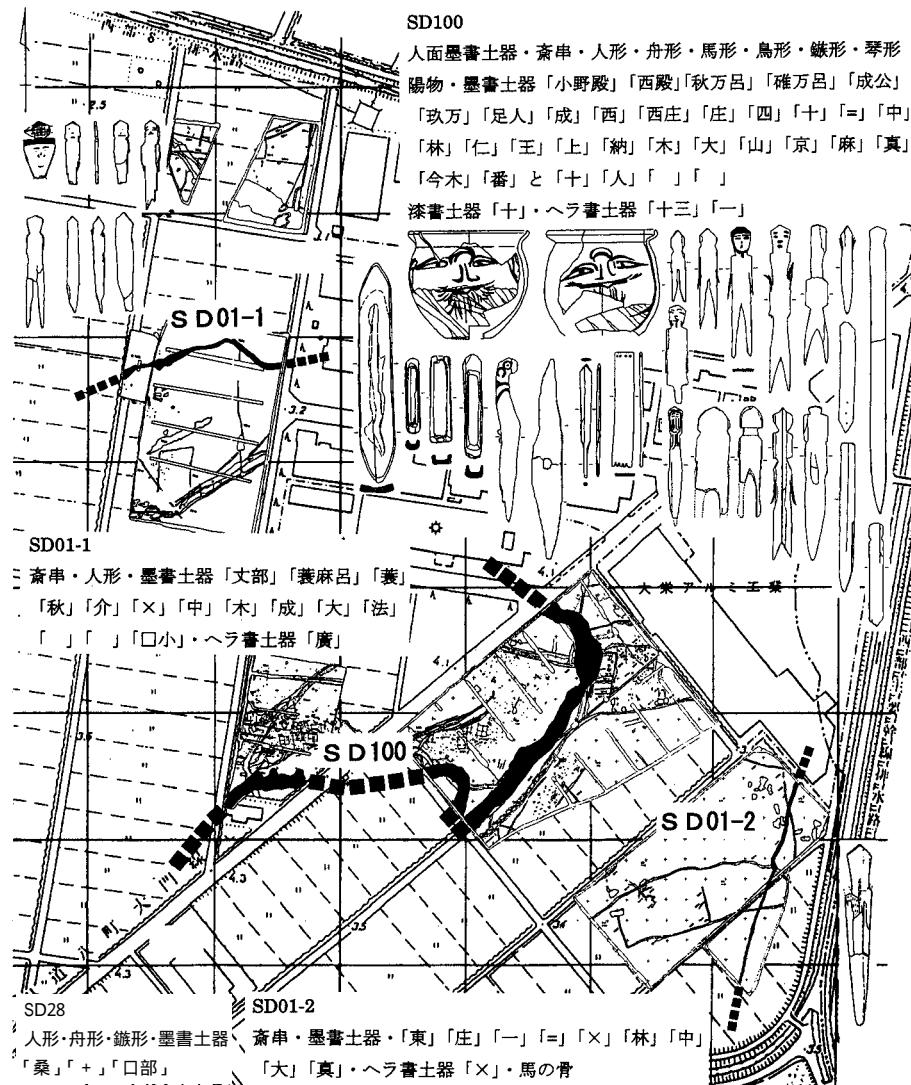


図2 北高木遺跡律令祭祀具出土位置図(遺構図は1:3000、遺物は1:9)
大島町教育委員会1995に加筆

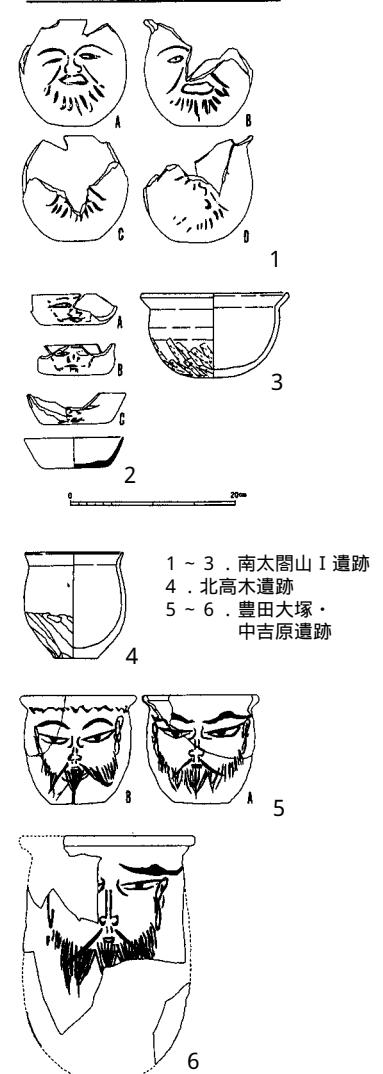


図3 越中国の主な人面墨書き土器など(1:9)

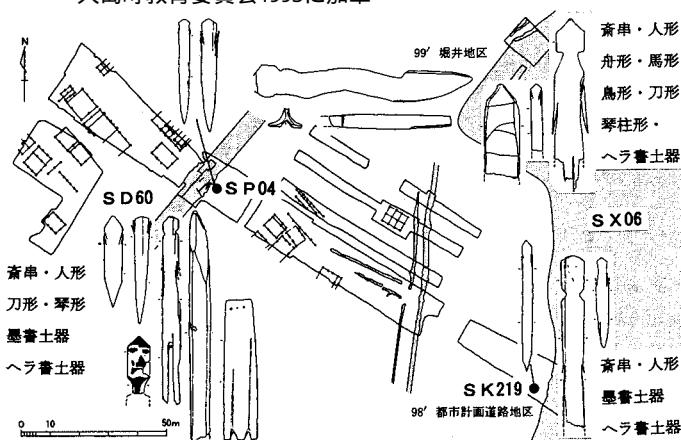


図4 東木津遺跡律令祭祀具出土位置図(遺物は1:9)
高岡市教育委員会2001に加筆

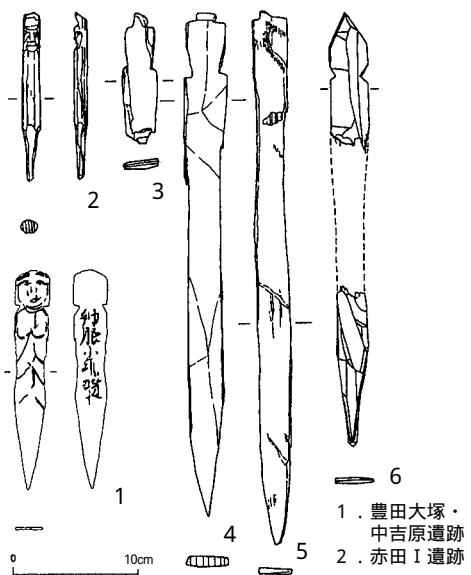


図5 一本足の人形(1:6)

越後国の律令祭祀 木製祭祀具を中心にして

水澤 幸一（胎内市教育委員会）

1. 清水（しうつ）潟水系遺跡群

今回主に対象としたのは、原越後といいいう越国北端の旧国府所在地沼垂郡の北端にあたる清水潟周辺の地域である。この一帯の地理的状況は、清水潟の北方5kmを西流する胎内川が阿賀野川・信濃川河口以北の分水嶺であり、以南の水流は海岸砂丘に阻まれ、すべて沼垂へと集まる。したがって巨大な沼湖が点在していたのである、交通の基本は内水面にあったと考えられる。

2. 祭祀具の種類と時期（表）

水辺の祭祀を明瞭に意味する遺物として、人形・馬形・船形をはじめとする形代類や斎串、箸状木製品、人面墨書き土器などがあげられる。ここでは、加えてその可能性があると筆者が考える火鑽板、付木、独楽、櫛、檜扇、琴柱、糸巻、弓、鋤鍬、そして盤を加えて、一覧表を作成した。

形代には、人形、馬形、鳥形、舟形、刀形などがあり、馬形が最も多い。馬形は、鞍の有無で二分され、両者とも8～9世紀を通じて存在するが、鞍を持たないもののほうが多い。鳥形は、屋敷2次や蔵ノ坪遺跡等で出土しているが、8世紀代のものが多く、外に比してやや古い時期に限られる可能性がある。人形は、複数点数がまとまって用いられる場合が多い。

斎串は、上部に刻みを対に入れるものが通有であるが、上下対反対方向のタイプが緒立Cや曾根、船戸川崎遺跡で例があり、古い段階に認められるようである。なお大きさには、大小があるが、全長10cm前後の小型のものは9世紀中葉以降にみられるようになる。なお、箸状木製品は斎串と同じくほとんどの遺跡から認められ、最も基本的な祭祀具である。なお、火鑽板や付木・焼痕のある棒状製品などは、多数認められ、神事に火を用いていたと考えられる。

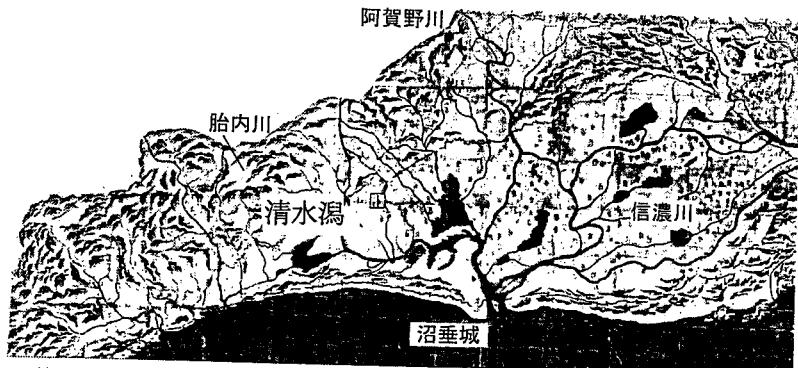
弓は、多くの遺跡からの出土が認められ、すべて白木であることから、祭祀具と考えられる。特に屋敷遺跡からは、大小2張が完形で出土しており注目される。

人面墨書き土器は、船戸桜田2次と緒立Cのみで認められており、前者の場合、川底に正位で置かれた状態で出土した。船戸桜田は8世紀後半代の土師器小甕、緒立Cは9世紀前半代の土師器長甕・小甕が用いられている。

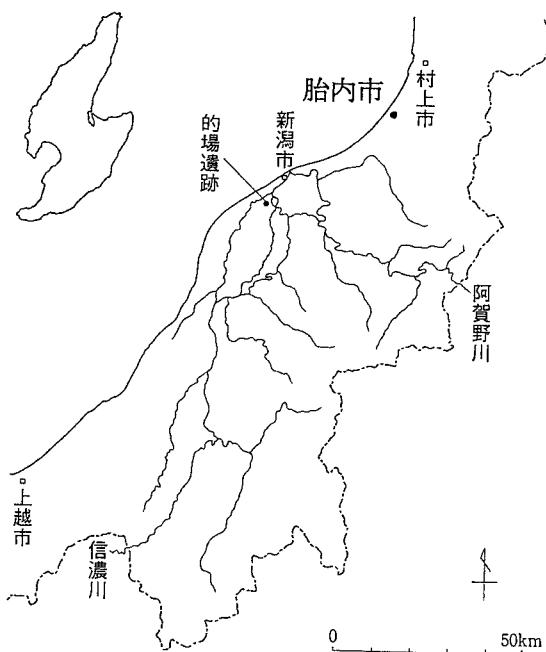
漆塗り製品を含む挽物類は、官衙的な遺跡から170点以上出土している。焼印は、舟戸川水系の船戸桜田遺跡・船戸川崎遺跡・青田遺跡に限られており、無台盤・有台盤に押されるものが多いが、蓋及び曲物に押されているものもある。最も多くの器種が出揃うのが9世紀中葉頃で、この時期に器種の再編が行われた可能性が高い。

3. 越後国の律令祭祀

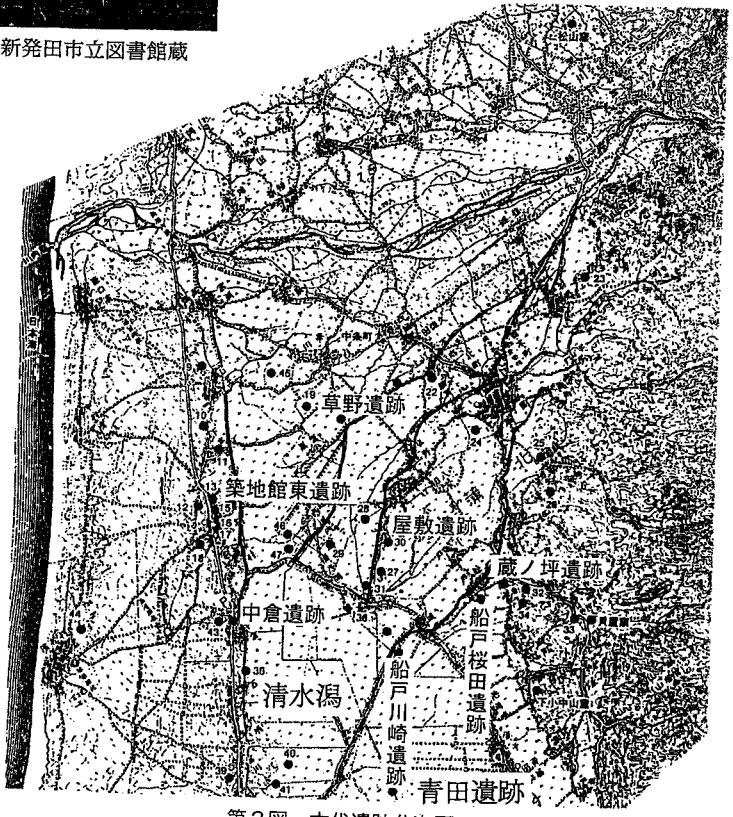
これらの遺跡群を時間軸にのせると、草野、屋敷、築地館東遺跡がやや古くから成立した官衙的な遺跡であるが、8世紀後半に入る頃から遺跡群全体の質的向上がみられ、それがピークに達するのが9世紀中葉を前後する時期である。これは上にふれた挽物類の多様化の時期とも一致しており、北陸では一郡一窯的体制が変質を迎える時期である。そして越後国北辺においては、この段階以降の遺跡内容が充実してくる時期である。それに歩調を合わせて、木製祭祀具を用いた祭祀の在り方も多様化していくのである。



第1図 正保越後国絵図 (1647, 部分, 河川名等を加筆) 新発田市立図書館蔵



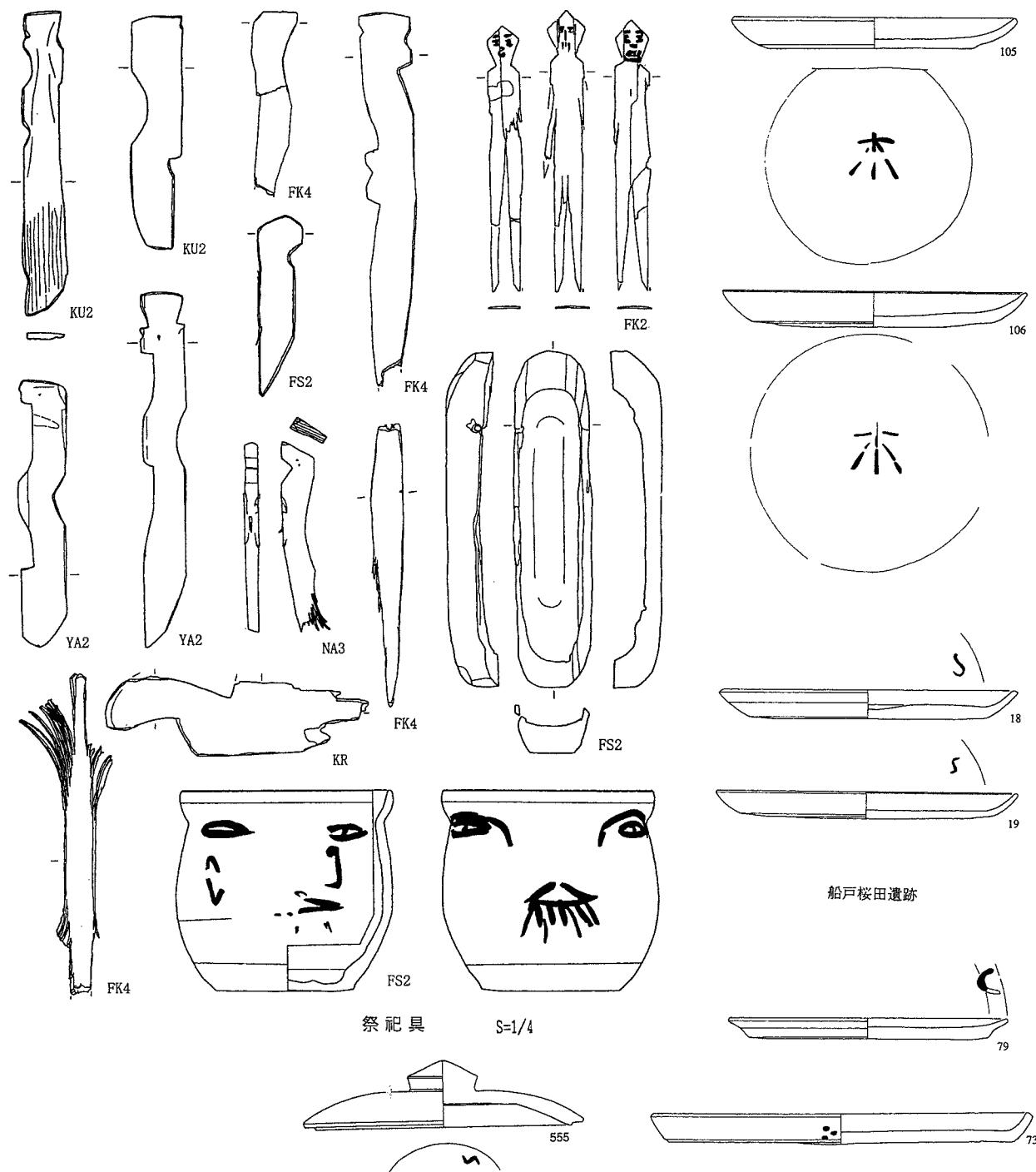
第5図 的場遺跡の位置 信濃川・阿賀野川水系のうち、海への放水路は除いた



第2図 古代遺跡分布図

越後の木製祭祀具一覧

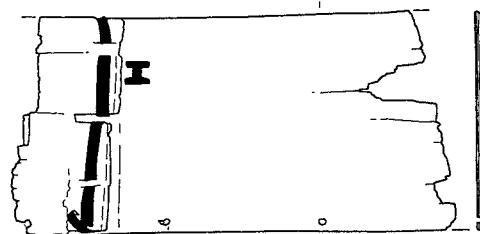
遺跡名	時期	人形	馬形	鳥形	舟形	刀形	弓	斎串	箸状	火鑽	付木	独楽	櫛	檜扇	琴柱	糸巻	鋤鍬	盤類	土器	その他
堂前	7後	○						○											×	
築地館東	8-9前				○	○	○										○	○	△	スタンプ
草野	8前		○	○				○			○						○	○	○	
屋敷	8前-中		○		○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	鋸形
藏ノ坪	8-9C		○					○	○	○			○				○	○	○	槍形
船戸桜田	8-10初	○		○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	人面墨書
船戸川崎	8-10初	○		○			○	○	○	○	○	○					○	○	○	陽物形
青田	9-10初	○					○	○	○								○	○	○	曲物焼印
中倉	8-9前	○						○	○		○			○			○	○	○	
舟根	8-9C		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○		
発久	8-9C			○	○	○	○	○	○							○	○	○		
緒立C	8半-9			○				○	○	○							○		○	人面墨書
的場	8-10前	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
越前	8後-10初				○	○	○	○	○							○	○	○		



分類	木地製品												漆器											
	無台盤			有台盤			蓋		後無台盤		有台盤		小椀		鉢									
時期	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	I	II	III	IV	V	VI	II	III
III 1	■																	■						
III 2	■																							
IV 1																								
IV 2																								
V 3																								
V 1																								
V 2																								
VI 1																								
VI 2																								
VI 3																								

第7図 挽物消長表

船戸川崎遺跡6次調査



出羽国域における古代祭祀 木製祭祀具を中心として

伊藤 武士（秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所）

古代出羽国域における祭祀遺構と遺物については、奈良期から平安期にかけて、仏教・律令祭祀・道教・陰陽道に関連するもの等があり、多様性が認められる。今回は木製祭祀具を中心として、古代祭祀の様相について報告し、出羽国域における変遷と地域性等についてまとめることとする。

出羽国域における奈良・平安期の木製祭祀具出土遺跡としては、17遺跡が出羽国域のほぼ全域にわたり把握されている。大半が、城柵遺跡や官衙が存在し、国郡制が施行された律令国家の支配地域に分布している。遺跡の性格は、城柵遺跡が2遺跡、官衙及び官衙関連遺跡とされる遺跡が12遺跡、祭祀遺跡が3遺跡であり、「官」 = 律令体制と密接なつながりをもつ遺跡で出土している。

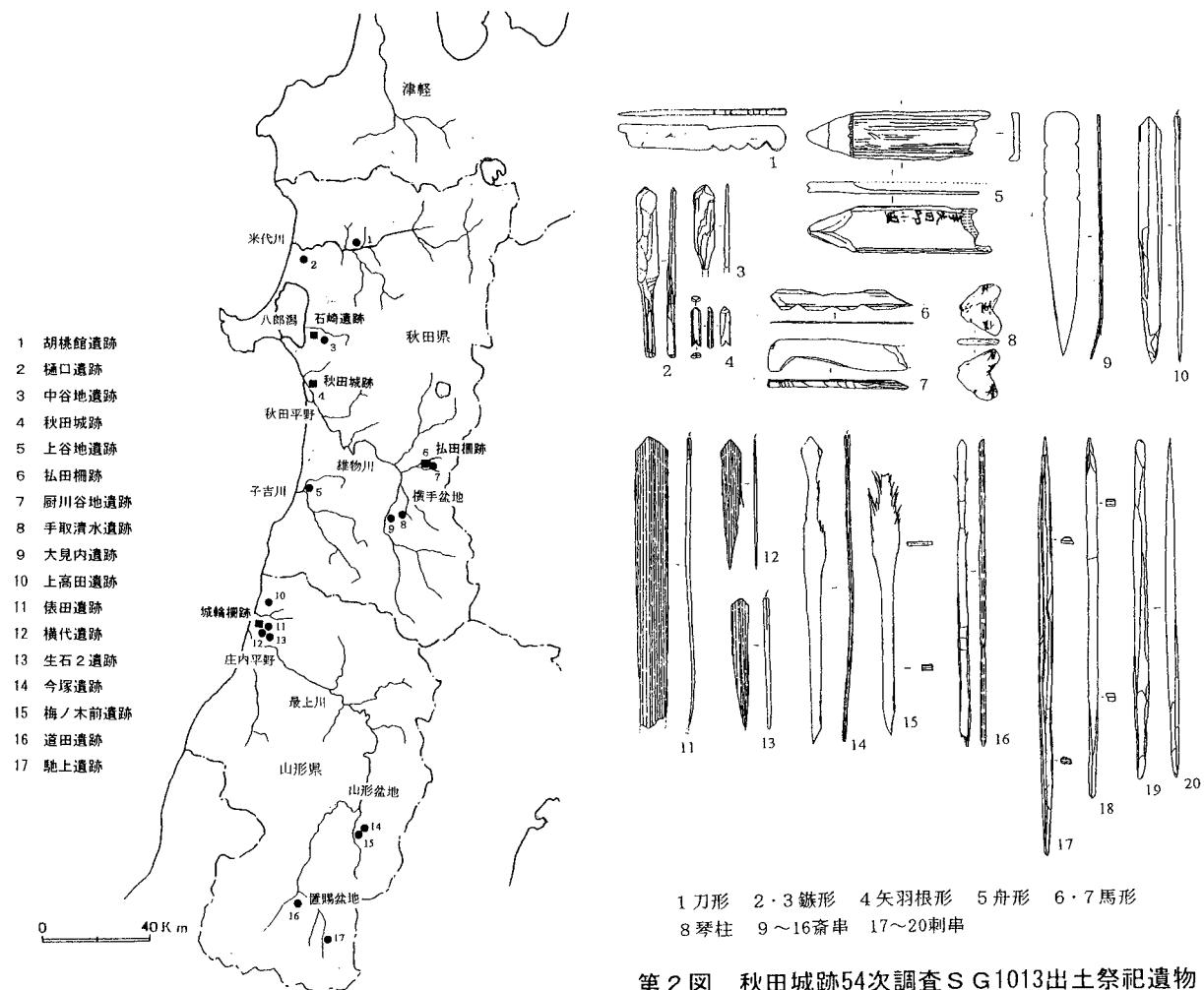
出土遺跡は、時期的に 8世紀末～9世紀第1四半期段階（秋田城跡 SG1013・中谷地遺跡・払田柵跡・横代遺跡・道伝遺跡） 9世紀第2～第3四半期段階（秋田城跡 SG463・払田柵跡・俵田遺跡・生石2遺跡・手取清水遺跡・今塚遺跡・上高田遺跡） 9世紀第4四半期～10世紀第1四半期段階（厨川谷地遺跡・大見内遺跡・上谷地遺跡・胡桃館遺跡） 10世紀第2四半期～段階（樋口遺跡）の4段階に大別される。それらの遺跡では、施設内の一画または隣接する水辺、小河川や湿地、溝跡等が木製祭祀具を用いた祭祀の場として選定・利用されている。大規模な城柵や国府は「祓所」として専用に祭祀の場を設けていたと考えられる。それらの場所で形代類や人面墨書き土器を用いて行われた祭祀行為としては主に「祓」の祭祀等が想定される。また、水辺の土坑から出土する事例については、地鎮のための祭祀が想定されている。

出羽国域には8世紀末頃に形代類等の木製祭祀具を中心に城柵・官衙に律令的「祓」の祭祀が導入され、その後9世紀代を通じ、郡衙以下の官衙及びその周辺に拡大浸透していったと考えられる。9世紀中葉までには人形などの形代類や斎串と人面墨書き土器によるセットが成立しており、それらのセットによる祭祀は国府と城柵やその周辺に限られている。祭祀遺物のうち、細長い棒状の斎串（刺串）「目」墨書き土器、長胴甕の人面墨書き土器等は出羽における地域的特徴を示す可能性がある。また、形代類を用いる「祓」の祭祀が盛行する9世紀中葉段階では、祭祀具の構成に木器類や須恵器貯蔵具類を伴うという特徴が指摘され、以後も地域性として残る。また、9世紀中葉以降は、呪符木簡や墨書き土器などに示されるように、陰陽道による祭祀の拡大・浸透が認められる。

形代類については、9世紀後半以降、時期が下るに従い簡略化と小型化進み、種類が減少していく傾向がある。9世紀第4四半期以降になると、木製祭祀遺物とのセット関係から人面墨書き土器が欠落する。一方で木器類は残りさらに多様な木製品が加わる。また、燈明皿や墨書き土器とのセット関係が目立ち、黒色化させた土器片との特殊なセットも関係も認められる。木製祭祀遺物の構成自体からは、斎串以外の形代類が欠落していく。全体的に祭祀形態や祭祀遺物の構成が多様化し、律令的祭祀から陰陽道の影響を反映した多様な祭祀形態へ変化し、地域性がさらに強まる。

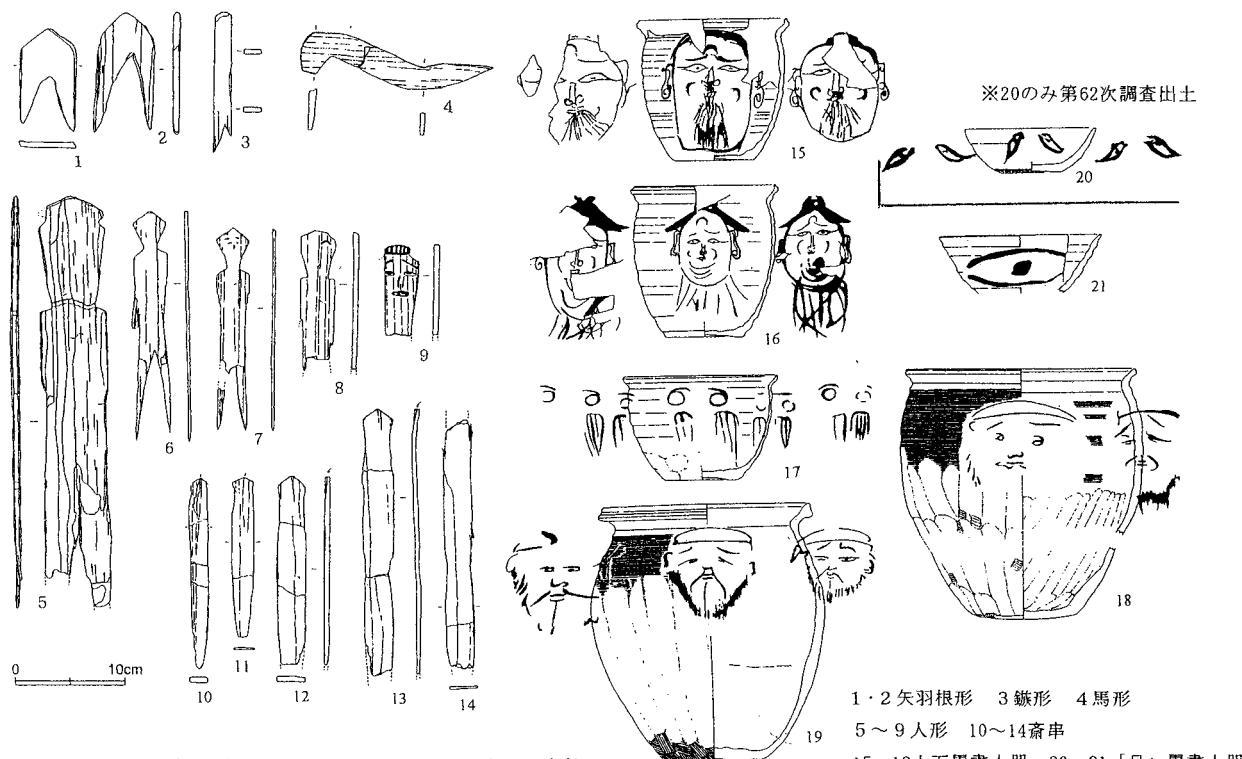
祭祀行為の背景について、出羽国の地域的事情として、9世紀代の大地震や噴火等の天災を契機として祭祀が盛行したとする考察や指摘がある。出羽国には嘉祥3年に全国に先駆け、陰陽師が派遣配置されており、陰陽道による祭祀が、国衙をはじめとする「官」において執り行われていたと考えられる。9世紀中葉以降の祭祀の動向と変化には、それらの背景が関係している可能性がある。

その他の祭祀遺物の様相として、絵馬、呪符木簡、墨書き土器、胞衣壺、土製勾玉の出土が認められる。

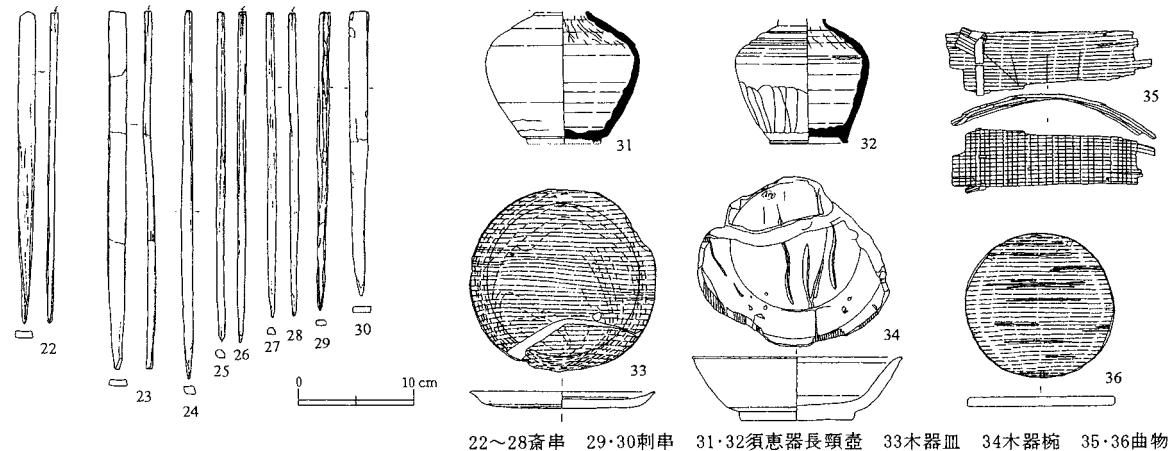


第2図 秋田城跡54次調査 SG1013出土祭祀遺物

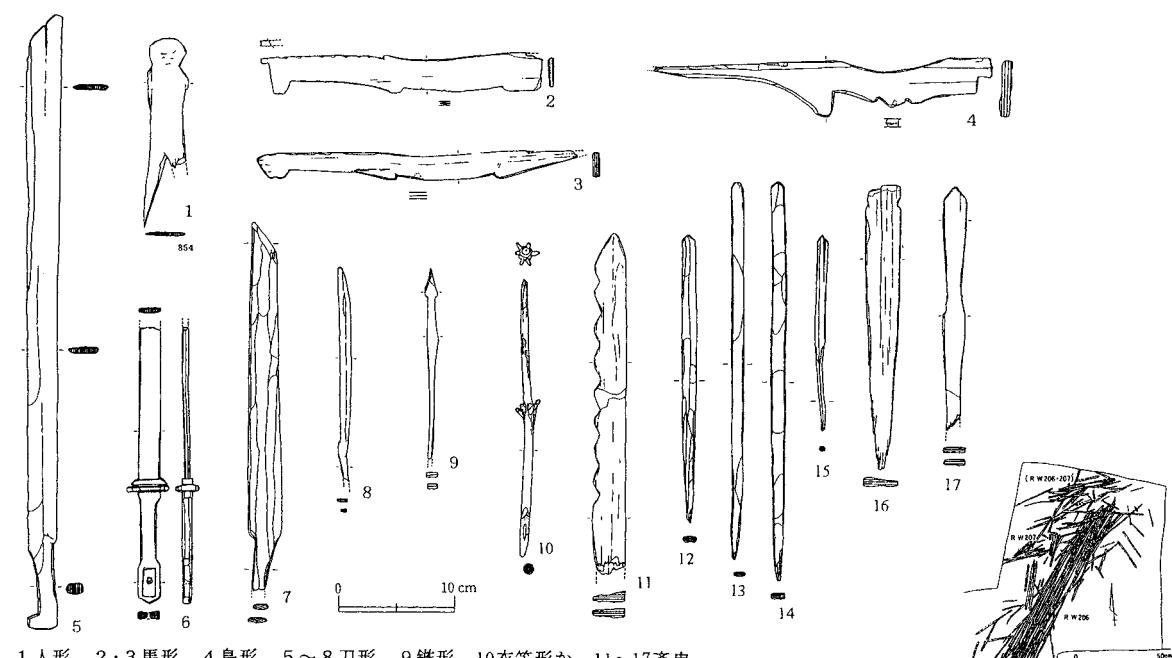
第1図 出羽国域古代木製祭祀遺物出土遺跡位置図



第3図 秋田城跡第39次調査 SG463出土祭祀遺物 (1)

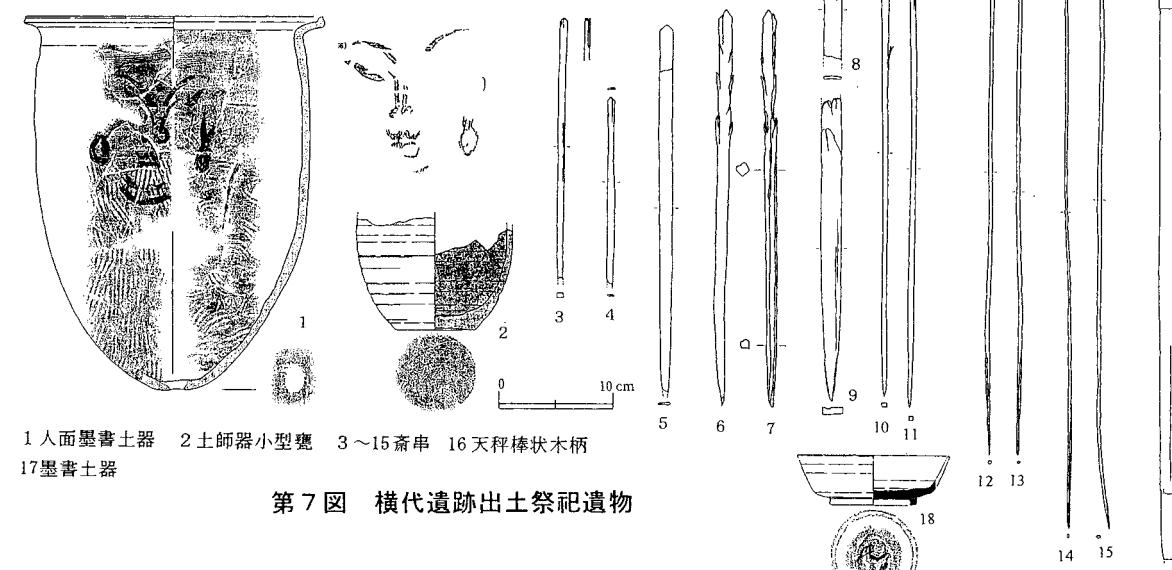


第4図 秋田城跡第39次調査SG 463出土祭祀遺物(2)

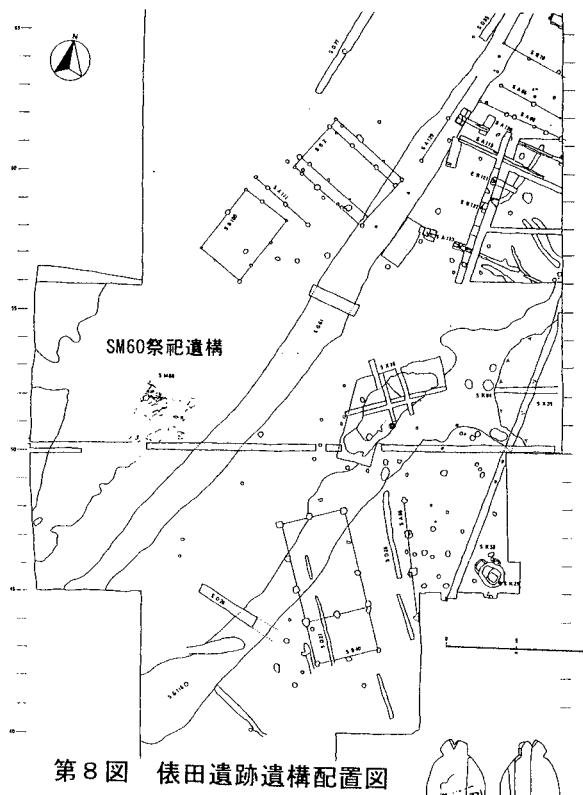


第5図 中谷地遺跡出土祭祀遺物

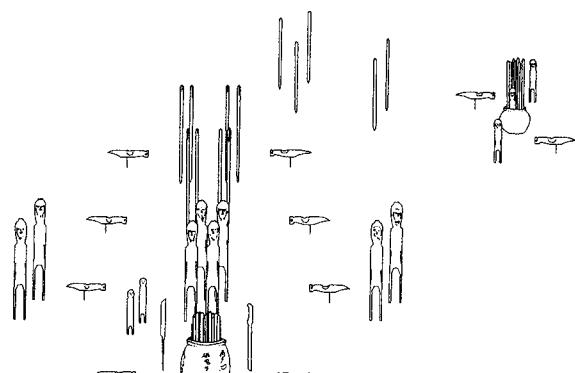
第6図
横代遺跡斎串一括出土状況



第7図 横代遺跡出土祭祀遺物

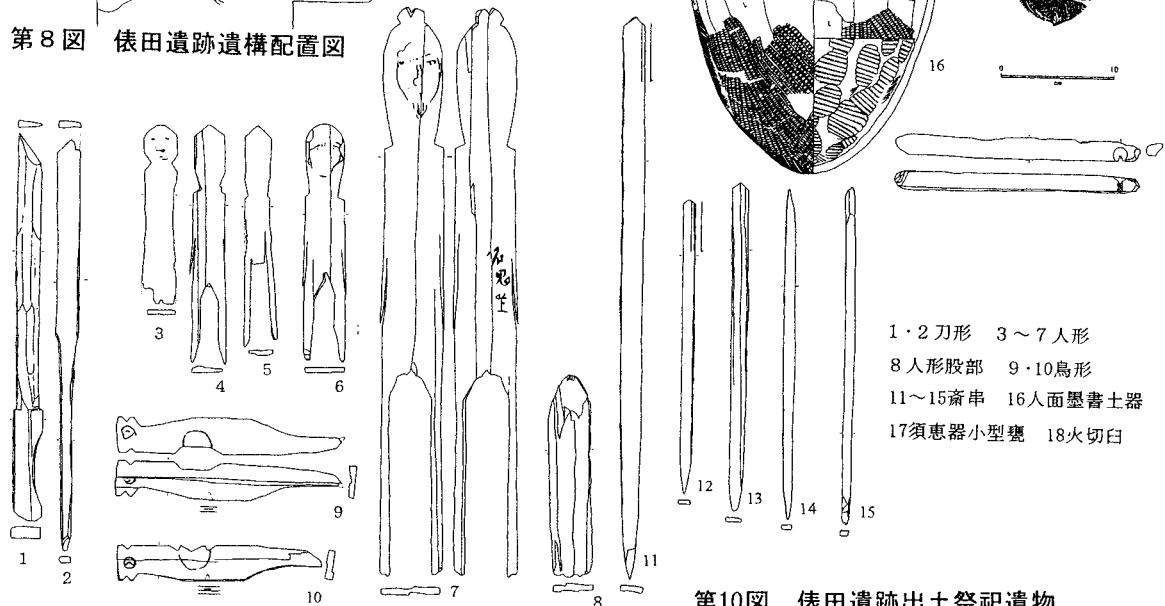
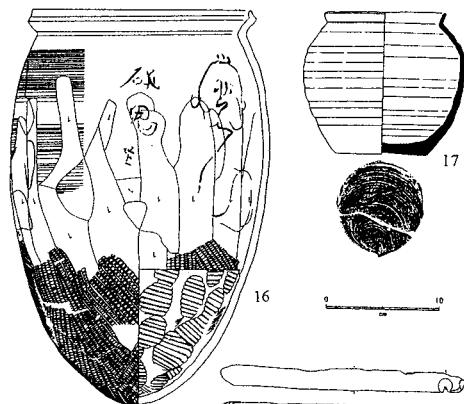


第8図 傑田遺跡遺構配置図

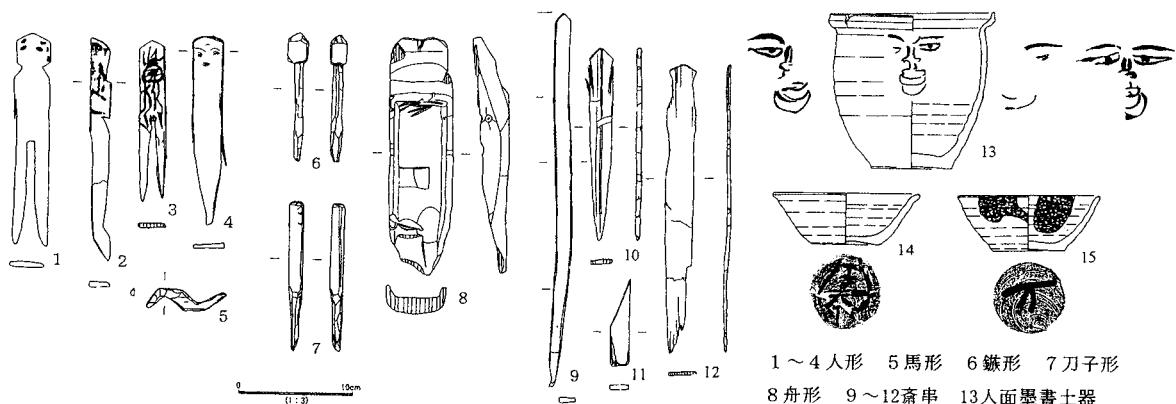


第45図 SM60祭祀遺構復元図

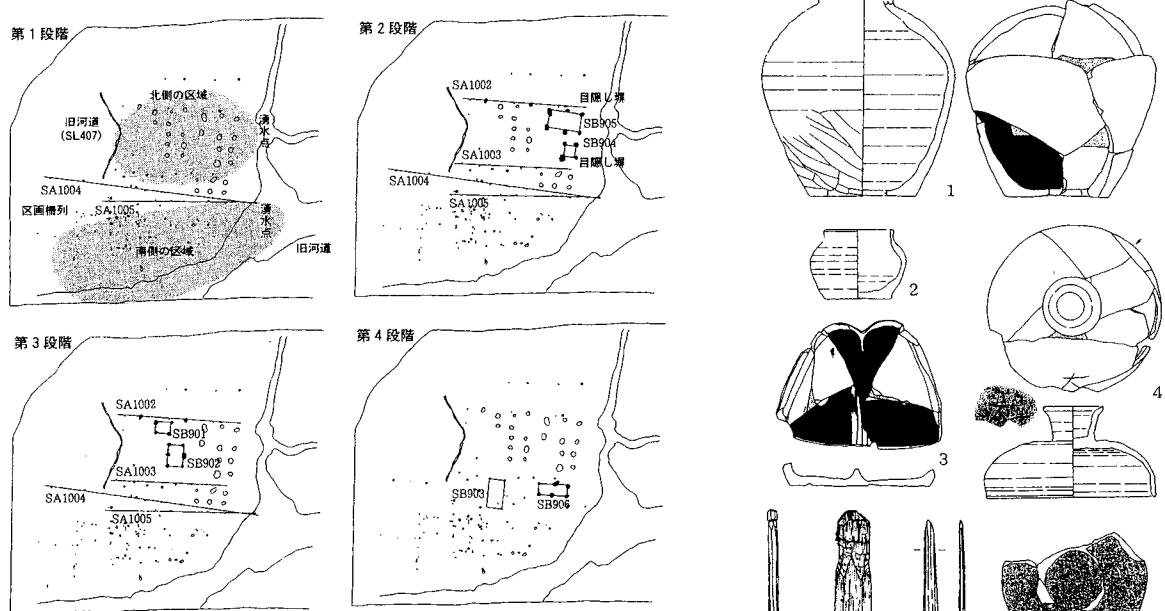
第9図 傑田遺跡 SM60祭祀遺構復元図



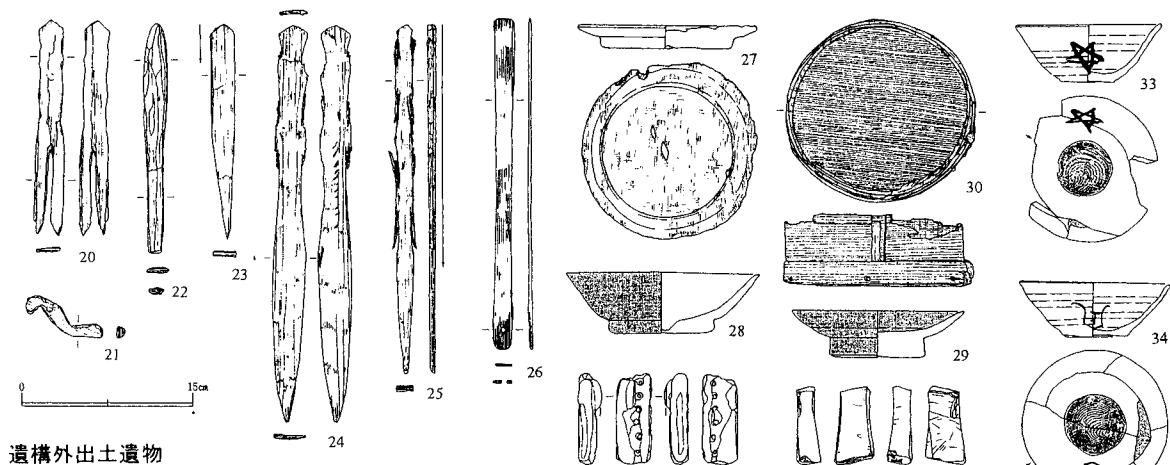
第10図 傑田遺跡出土祭祀遺物



第11図 上高田遺跡出土祭祀遺物



第12図 厨川谷地遺跡遺構変遷図



第13図 厨川谷地遺跡出土祭祀遺物

日本海域における古代の祭祀 - 木製祭祀具を中心として - 「東北地方（米代川流域～津軽）」

木村 淳一（青森市教育委員会）

現在の秋田県北部から青森県にかけて北緯40度以北のエリアは古代においては郡制が未施行のいわゆる蝦夷と呼ばれる人々の居住する地域であった。国家の直接的支配が及ばなかったこの地域の様相は国家側から見た場合、辺境の地域としての様相ということになる。

対象とした地域で木製祭祀具の出土した遺跡は、現在のところ11遺跡（米代川流域3、津軽地方8）で、他地域より時期的に下った9世紀後半以降の遺跡からの出土例しか見受けられない状況にある。背景には 蝦夷勢力の地域であること 史料上の記録はあるが、考古学の資料上この地域では8世紀以前の遺跡の確認事例が少ないと 木製遺物の残存が望めない丘陵上の調査事例が多く、沖積地での調査事例の少ないと などが挙げられる。

元慶二年（878）に秋田城で起きた元慶の乱以前に秋田城の苛政に苦しんだ人民が奥地に逃亡したという記述が『日本三大実録』元慶三年三月二日壬辰条等に記載されているが、それに対応するかのように考古学的な資料では米代川流域及び津軽地方では集落数が序々に増え、元慶の乱後には集落数の急激な増加と須恵器窯の操業や製鉄が行なわれるようになる。集落内でも耳皿や土鈴の出土など律令的な祭祀要素を持つ遺物の出土が見られている。木製祭祀具の出土する9世紀後半～10世紀初頭の遺跡は、人口の流入に伴う集落の増加と各種生産体制の整備の段階に伴う祭祀形態の情報流入の可能性がある。ただし、その様相は青森市近野遺跡や野木（1）遺跡などのように、谷地形の水場構などから大量の箸状木製品とともに主頭状の斎串が少量出土する程度で、祭祀が絶対的に国家側の勢力が担い手となったと言い切れるような状況にはない。

米代川河口付近の「能代営」擬定地の能代市大館遺跡周辺に位置する樋口遺跡では、10世紀第2四半期併行の土師器食膳具とともに桧扇や斎串・鎌形等がまとめて廃棄されている。周辺には大館遺跡以外にも約1.8km東方に緑釉陶器や石帯（巡方）が出土した鴨巣I・II遺跡など国家側の影響が考えられる集落が所在している。ただし、樋口遺跡の木製祭祀具のセット関係から見てみると図7-52に見られるような脚部の作りが短いタイプが構外から出土している程度で、明確な人形が伴わず律令的祭祀形態から欠落している要素が認められる。

10世紀後半以降の壕・濠をめぐらす集落の出現期以降の集落からも木製祭祀具が出土する事例があるが、近年までその事例はごく少量の断片的な状況であった。青森市新田（1）遺跡ならびに新田（2）遺跡の発掘調査の調査結果により量的な成果が得られ、その様相の一部が垣間見えることになった。10世紀後半～11世紀という時期的には律令期よりかなり下った段階にありながら、桧扇、物忌札、斎串、馬形、刀形、鎌形、陽物などの木製遺物が溝跡を中心に出土した。それ以外に仏教系の木製遺物や馬の頭蓋骨等が出土している。また、緑釉陶器や石帯（巡方）なども出土しており、国家側の遺物の流入は認められる。しかしながら、人形については樋口遺跡同様明確な形状のものが存在せず欠落した要素が認められる。

米代川・津軽地域とも 9世紀後半～10世紀前半 10世紀後半～11世紀代という二つの時期区分のまとまりが抽出可能で、刀形や鎌形などの武器形の出土が目立つなど類似した傾向がある。また、欠落する要素がいずれの地域にも認められることから、時代的に下ったという要素以外に蝦夷勢力の地域ということもあり、祭祀の担い手がどのような勢力であったかが問題となるであろう。

表1 木製祭祀具出土遺跡一覧

番号	遺跡名	所在地	遺跡の時代	種別・点数	出土遺構種別	遺構内の共伴遺物	遺構の年代
1	石上神社遺跡	青森県つがる市	平安, 近世	斎串2点	溝跡, 遺構外	土師器, 擦文土器, 骸骨	10C後~11C
				馬形1点	溝跡	土師器, 擦文土器, 骸骨	10C後~11C
2	中別所館(茶毘館)遺跡	青森県弘前市	縄文, 平安, 中・近世	斎串1点	井戸跡	土師器, 木器椀	平安(他の平安時代の遺構からは10C後~11Cの遺物が出土)
3a	新田(1)遺跡	青森県青森市	縄文, 平安, 中・近世	斎串12点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器, 骸骨等	10C後~11C
				物忌札1点	溝跡	土師器, 木器椀(「西」刻文)	10C後~11C
				刀形7点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器, 骸骨等	10C後~11C
				鎌形14点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器, 骸骨等	10C後~11C
				陽物1点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器	10C後~11C
				馬形24点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器	10C後~11C
				鳥形6点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器	10C後~11C
				蛇形1点	溝跡	土師器, 須恵器, 擦文土器	10C後~11C
				男性神像2点(大・小)	井戸跡, 溝跡	大: 土師器 小: 土師器, 須恵器, 擦文土器等	10C後~11C
				仏像手(未製品)	井戸跡	土師器, 木器椀, 木器椀(未製品)	11C前
				火炎光背	溝跡	土師器, 塔身	11C
				水瓶(未製品)	井戸跡	土師器, 仏像手, 木器椀, 木器椀(未製品)	11C前
				塔身	溝跡	土師器等	11C
3b	新田(2)遺跡	青森県青森市	縄文, 平安, 中・近世	馬形2点	溝跡	土師器等	11C
4	近野遺跡	青森県青森市	縄文, 弥生, 平安	斎串2点	谷	土師器, 須恵器, 木製品(箸主体)	10C前
5	細越遺跡	青森県青森市	縄文, 平安, 中・近世	斎串2点	溝跡	土師器	10C前
6	野木(1)遺跡	青森県青森市	縄文, 弥生, 平安	斎串3点	水場遺構	土師器, 須恵器, 木器椀, 箸状木製品	9C後~10C中
7	宮元遺跡	青森県青森市浪岡	縄文, 弥生, 平安	斎串? 2点	溝跡	土師器, (須恵器)	10C後~11C
8	樋口遺跡	秋田県能代市	平安	斎串51点	捨場, 溝跡, 遺構外	土師器	10C第2四半期
				鎌形4点	捨場	土師器	10C第2四半期
				人形? 3点	捨場, 遺構外	土師器	10C第2四半期
9	胡桃館遺跡	秋田県北秋田市	平安	斎串? 5点	トレンチ等	須恵器	9C後~10C初
				馬形? 1点	トレンチ	須恵器	9C後~10C初
10	地蔵岱遺跡	秋田県北秋田市森吉	旧石器, 縄文, 平安, 中世	斎串, 刀形, 刀子形等	水場遺構, 溝跡	土師器	10C後半, 中世

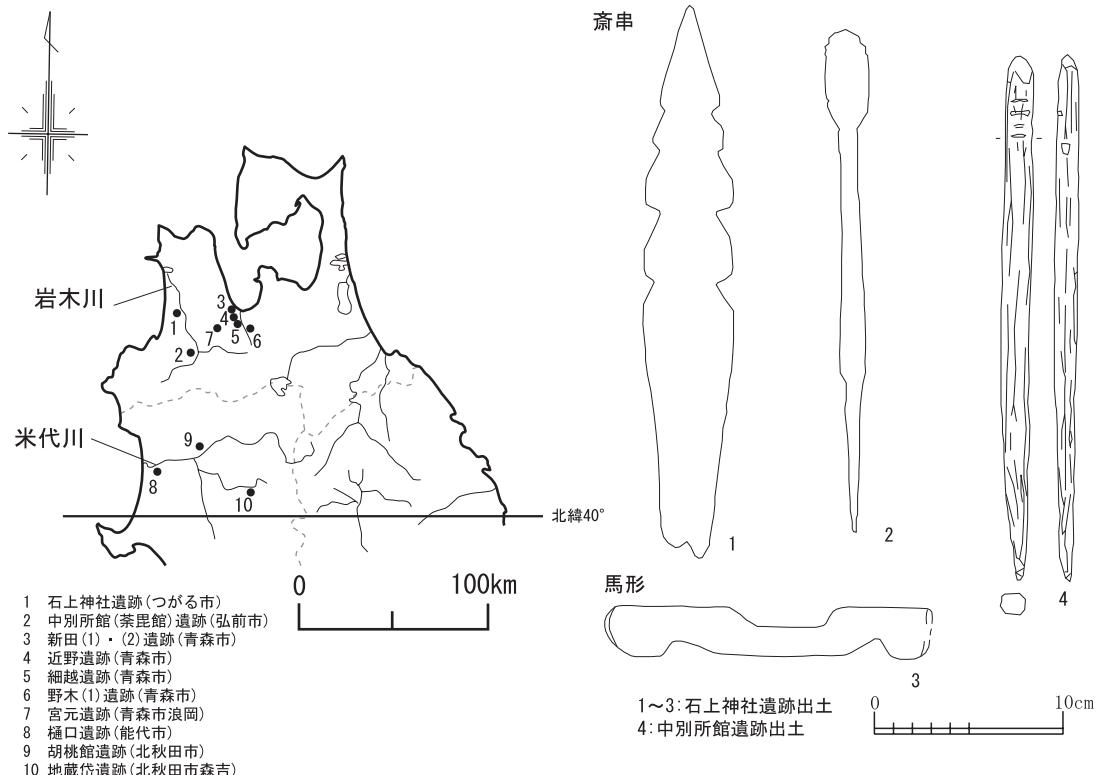


図1 木製祭祀具出土遺跡位置図

図2 石上神社遺跡・中別所館遺跡出土木製祭祀具

新田(1)遺跡
斎串

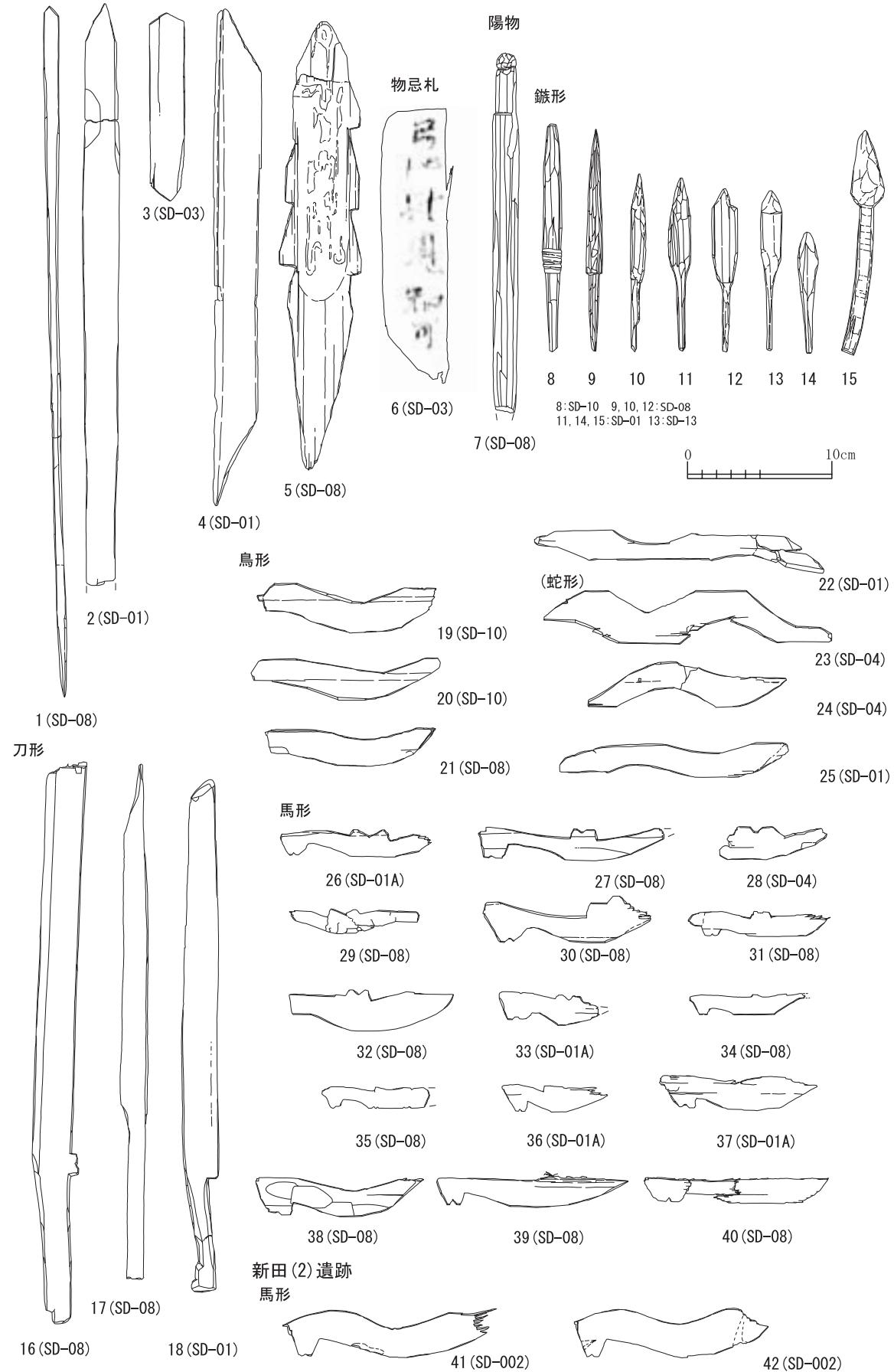
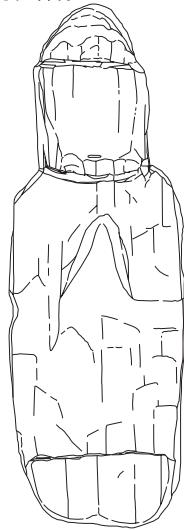


図3 新田(1)遺跡、新田(2)遺跡出土木製祭祀具

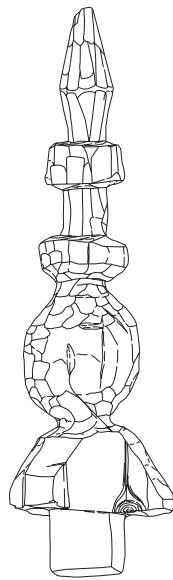
※カッコ内は出土遺構名

新田(1)遺跡

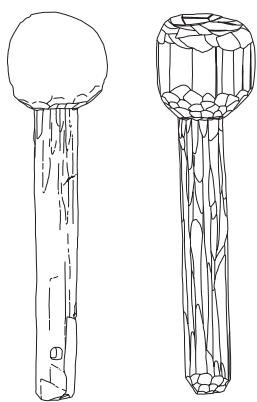
男神神像



塔身



仏像持物



51 (SD-08)

52 (SD-08)

仏像手

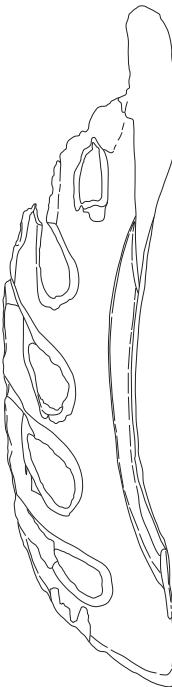


44 (SD-01)



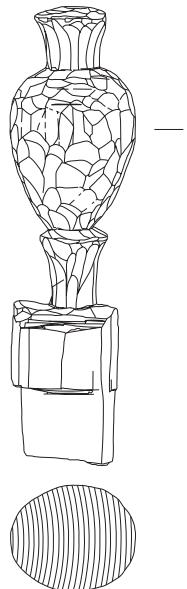
45 (SE-102)

火炎光背



46 (SD-01A)

水瓶



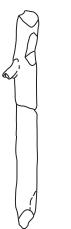
47 (SE-102)

用途不明



50 (SD-01)

広葉樹枝



53 (SD-04)

木筒形木製品



60 (SD-01)

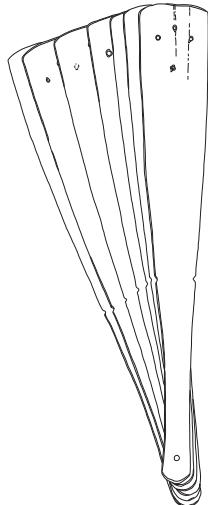


61 (SD-01)



62 (SD-01)

桧扇



58 (SD-01)



59 (SD-08)



図4 新田(1)遺跡出土木製品(仏教系・その他)

斎串

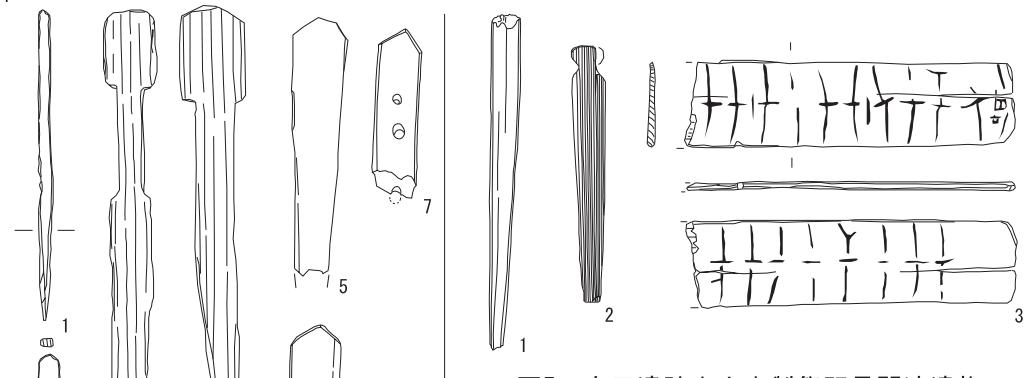


図5 宮元遺跡出土木製祭祀具関連遺物

図4 近野・細越・野木(1)遺跡出土木製祭祀具

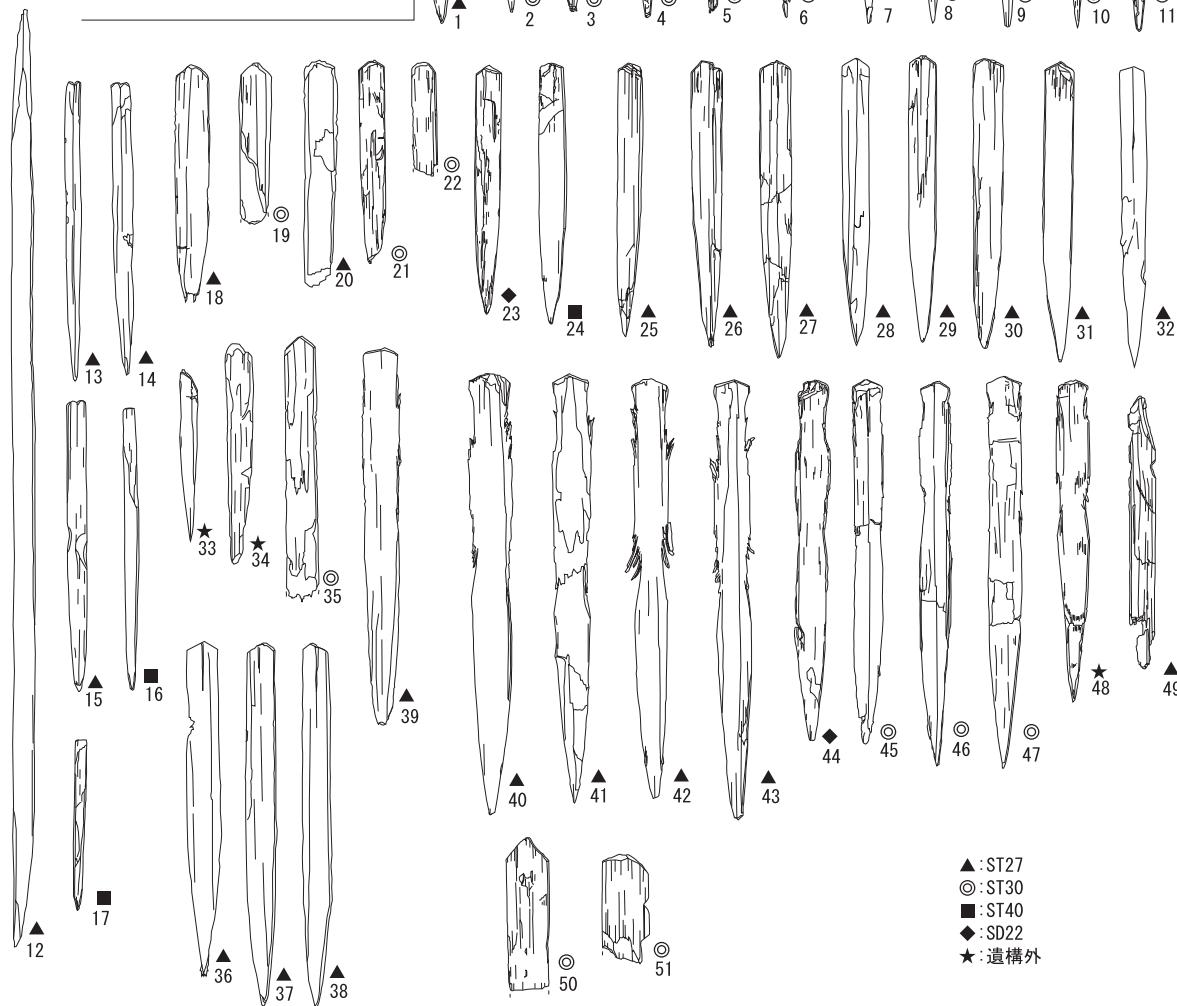
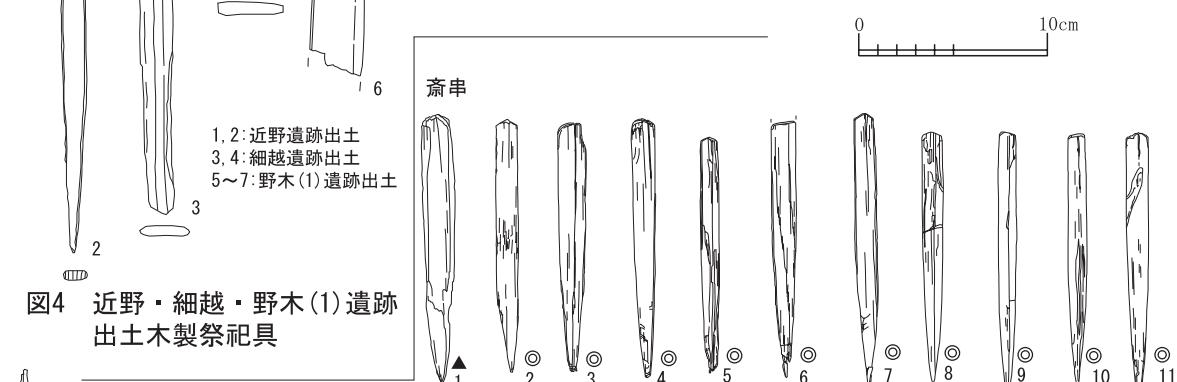


図6 樋口遺跡出土木製祭祀具

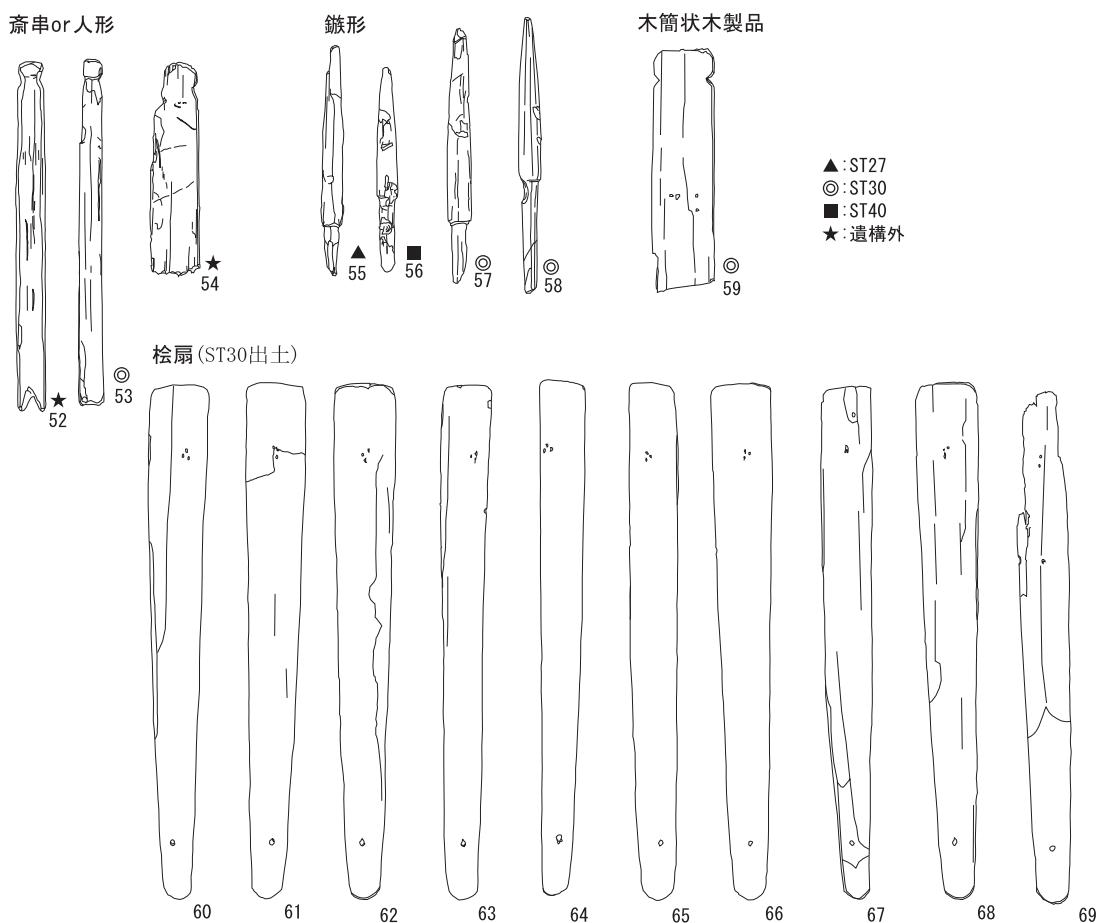


図7 横口遺跡出土木製祭祀具等

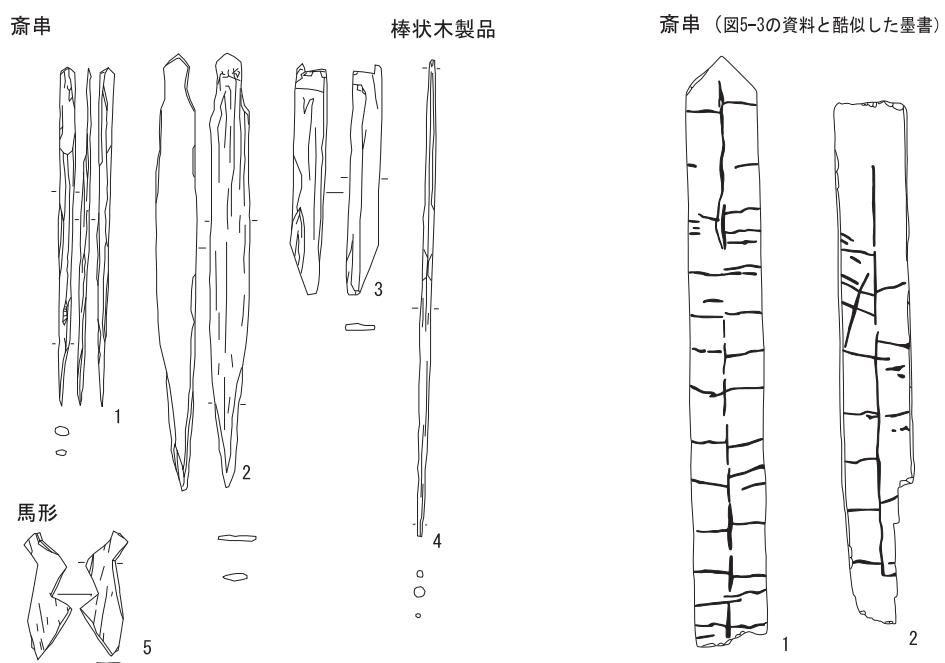


図8 胡桃館遺跡出土木製祭祀具等

※秋田県埋蔵文化財センター所蔵
※本図は秋田県埋蔵文化財センターの原図複写図を再トレースして作成

図9 地蔵岱遺跡出土木製祭祀具



討論と展望

大西 頸（財団法人石川県埋蔵文化財センター）

今回の研究会は古代木製祭祀具をテーマに行われた。しかし、該期の木製祭祀具は基本的に中央から発信されるものであり、環日本海地域の枠組みで討論を行うことについては、当初より困難が予想された。しかし各地から参加していただいた発表者の方の尽力により、各地域の様相について多くを学ぶことができた。

まず、斎串・人形といった律令的祭祀遺物が用いられ始める開始時期の問題では、但馬地方が最も早く7世紀後半の砂入遺跡で確認される。西は九州太宰府周



辺、元岡・桑原遺跡群で8世紀前半に見られる。東では、越中が8世紀後半頃、越後が清水潟周辺域で8世紀中頃、出羽地域で8世紀末であり、米代川流域から津軽地域を除けば、9世紀までにはほぼ伝播したことが伺える。

ただし、木製祭祀具が少ない地域も見られた。松尾氏は木製祭祀具の分布が希薄な地域として出雲地域をあげている。出雲地域は国造勢力により独自の祭祀体系が存在した可能性がある。これに対し、加賀、越中地域は、濃厚な木製祭祀具の分布地域であり、初期荘園の成立に伴い中央から直接伝わったものと推定される。また、全国レベルでは静岡県で特に多く出土しており、地方でもその伝播浸透には差が認められる。

また、祭祀遺跡のなかにも、木製祭祀具が少ない遺跡と、木製祭祀具が大量に出土する遺跡が認められた。前者は、石川県指江B遺跡や島根県青木遺跡であり、両者とも神社又は神社関連遺跡である。逆に、兵庫県砂入遺跡・袴狭遺跡、石川県小島西遺跡といった官衙に付随する祭祀遺跡では、大量に用いられている。祭祀の内容がそれぞれ大きく異なることが予想される。また、向井氏は、墨書き土器、斎串、人形がそれぞれ異なる場所から出土する傾向があり、祭祀により使用する道具が異なっていたことを指摘している。古代祭祀の内容は多様であり、使用される道具、組み合わせも多様であったことが予想される。その意味で、元岡・桑原遺跡第15次出土木簡には祓い具が具体的に列挙されており極めて重要な資料である。ただ会場の吉岡先生から、斎串が記載されていない、との指摘があったとおり、大量に出土する斎串は使用法が依然不明確である。

地域的に特徴的な遺物として、一本足の人形がある。越中や播磨などで限定的に出土している遺物で、地域的につながりを持つのか課題である。清水潟周辺で多用される盤類や、九州の芯持ち材で製作される舟形も特徴的である。また、出羽地域は都からの距離に比して、濃厚に律令的祭祀遺物が分布することも驚かされた。また律令期から下った10世紀後半～11世紀にも青森市新田（I）



遺跡から木製祭祀具(人形が欠落する)が出土しており、非常に興味深く聞かせていただいた。また、堀沢氏から発表のあった「顔がない人面墨書き土器」の発表を聞き、墨書きがない土師器煮炊具についても、今後注意を要する遺物であると認識した。

今回の研究会で各地域間の共通性も認識したが、古代祭祀も一樣でなく、木製祭祀具の受け入れ方にも地域差が存在することも理解できた。

翌日の資料検討会では、七尾市小島西遺跡、羽咋市寺家遺跡、宝達志水町森本C遺跡、津幡町加茂遺跡、かほく市指江B遺跡、金沢市上荒屋遺跡、戸水C遺跡、畠田・寺中遺跡、畠田ナベタ遺跡、藤江B遺跡、小松市荒木田遺跡、加賀市松山C遺跡などの木製祭祀具、墨書き土器等の祭祀具を見学し、検討を行った。木製祭祀具では斎串表面劣化の状態(地面に突き刺した時間)、人面墨書き土器では都城のものとの形態差、盤類では焼き印・漆膜の有無など、検討を行った。

